

令和 4 年

第 4 回柳泉園組合議会定例会会議録

令和 4 年 1 1 月 1 6 日開会

柳泉園組合議会

令和4年第4回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	3
・行政報告	4
・議案第8号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 2
・議案第9号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 2
・議案第10号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 2
・議案第11号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 7
・議案第12号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 0
○閉 会	5 6

令和4年第4回

柳泉園組合議会定例会会議録

令和4年11月16日 開会

議事日程

1. 会期の決定
2. 会議録署名議員の指名
3. 諸般の報告
4. 行政報告
5. 議案第8号 柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
6. 議案第9号 柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
7. 議案第10号 柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
8. 議案第11号 令和4年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）
9. 議案第12号 令和3年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定

1 出席議員

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 島崎 孝 | 2番 沢田 孝康 |
| 3番 村山 順次郎 | 4番 後藤 ゆう子 |
| 5番 小林 たつや | 6番 遠藤 源太郎 |
| 7番 鈴木 たかし | 8番 小西 みか |
| 9番 佐々木 あつ子 | |

2 関係者の出席

- | | |
|------|-------|
| 管理者 | 富田 竜馬 |
| 副管理者 | 澁谷 桂司 |
| 副管理者 | 池澤 隆史 |
| 助 役 | 西村 幸高 |

会計管理者	廣 瀬 明 子
代表監査委員	安 藤 純 一
清瀬市市民環境部長	高見澤 進 吾
東久留米市環境安全部長	長 澤 孝 仁
西東京市みどり環境部長	白 井 一 嘉

3 事務局・書記の出席

総務課長	米 持 讓
施設管理課長	濱 田 伸 陽
技術課長	近 藤 修 一
資源推進課長	横 山 雄 一
書記	上 里 直 樹
書記	神 崎 真 之
書記	松 本 賢 一
書記	角 田 佐 知

午前10時00分 開会

○議長（鈴木たかし） 定足数に達しておりますので、ただいまより令和4年第4回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（鈴木たかし） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきましては、11月9日に代表者会議が開催されております。

東久留米市の代表委員、島崎孝議員に報告を求めます。

○1番（島崎孝） おはようございます。去る11月9日、代表者会議が開催され、令和4年第4回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

令和4年第4回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、11月16日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりでございます。

「日程第3、諸般の報告」は、書面の配付をもつての報告といたします。

「日程第4、行政報告」を行い、行政報告に対する質疑をお受けします。

「日程第5、議案第8号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」、「日程第6、議案第9号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」及び「日程第7、議案第10号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」は、関連がございますので、一括で上程し、採決いたします。

「日程第8、議案第11号、令和4年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）」を上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

「日程第9、議案第12号、令和3年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

以上で本日予定された日程が全て終了となり、令和4年第4回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議での第4回定例会に係る決定事項でございます。

○議長（鈴木たかし） 報告は終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 質疑なしと認めます。以上をもって代表委員報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は代表委員の御報告のとおり本日1日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（鈴木たかし） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第3番、村山順次郎議員、第4番、後藤ゆう子議員、以上のお二方をお願いいたします。

○議長（鈴木たかし） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木たかし） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（富田竜馬） おはようございます。令和4年柳泉園組合議会第4回定例会の開催にあたり、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、定例会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で8月から10月までの主な事務事業につきまして御報告させていただきます。また、御案内のとおり、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、補正予算及び令和3年度決算の認定について、5件の議案を御提案させていただいております。御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第4回定例会の開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木たかし） 「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（西村幸高） それでは、行政報告をいたします。

今回の行政報告につきましては、令和4年8月から10月までの3か月間の柳泉園組合における事業運営等について、報告いたします。

初めに、1ページの総務関係です。

1、庶務について、（1）事務の状況についてです。令和4年第3回定例会の議事日程（案）等について協議するため、8月10日に事務連絡協議会、同月15日に管理者会議を開催いたしました。9月20日には、柳泉園組合における地球温暖化対策について協議するため、地球温暖化対策推進検討委員会を開催いたしております。

なお、労働基準法及び労働安全衛生法に基づき、柳泉園組合職員の安全と健康保持増進を図るため、毎月労働安全衛生委員会を開催しております。

続きまして、(2) 訴訟の状況についてでございます。かねてよりお知らせしてまいりました住民訴訟につきまして、事件番号ごとに御報告させていただきます。

まず、令和3年(行ウ)第616号行政文書開示請求に係る適正処分請求事件について、8月4日午後2時から第2回口頭弁論が行われました。原告は準備書面を陳述し、甲第14号証を提出し、私ども被告は準備書面を陳述いたしました。裁判長より、原告から主張書面が出た場合、書面で反論するようにと指示がございました。続きまして、10月27日午前11時から第3回口頭弁論が行われ、原告は補正後の準備書面を陳述し、私ども被告は被告準備書面2を陳述いたしております。裁判長が結審しようとしたところ、原告代理人が私ども被告の準備書面2に反論する発言をしたことに伴い、私ども被告代理人は、本件は文書開示請求に関する訴訟であることから、開示対象を絞った主張をするべきであると述べました。その後、裁判長から原告らに同様の指示をし、次回、原告らの反論が提出されましたら、特段の事情がなければ弁論を終結する予定であり、原告はそのつもりで準備するようにとの指示がございました。次回、第4回口頭弁論期日は12月22日(木曜日)午前11時からとなっております、適宜御報告をさせていただきます。

続きまして、令和4年(行ウ)第166号住民監査請求に基づく住民訴訟事件については、8月4日午前10時45分から第1回口頭弁論が行われ、原告は訴訟と訴状訂正申立書に基づき陳述し、証拠書類の提出を行いました。私ども被告は答弁書に基づき陳述を行っております。10月11日午前11時15分から第2回口頭弁論が行われ、原告は準備書面を陳述し、追加の証拠書類の提出を行い、写しで取調べを行いました。原告より意見陳述が申し立てられ、裁判長より、原告側からの意見陳述については事前に申請しておらず、本期日での意見陳述は認められない。意見陳述は次回期日で行うとのことでした。裁判長が交代したため、弁論の更新を行っております。裁判長は私ども被告代理人に準備書面(原告第1)の求釈明に対する意見を求め、私ども被告代理人は、求釈明と、原告が弁論の更新に関して述べた意見に対して、次回、書面を提出する旨を回答いたしております。裁判長は、本件はまず訴訟要件で対立があるので、次回期日の後、訴訟要件を満たしているならその旨の中間判決が、満たしていない場合は終局判決があり得ると進行の見込みの御指示がございました。裁判長は今後について、私ども被告代理人が求釈明の回答を含む反論書面を提出し、原告がそれに対する再反論を提出した上で次回期日を迎えるよう進行を整理し、第3回口頭弁論期日は12月15日(木曜日)午後2時からとなりました。こちらについても適宜御報告をさせていただきます。

続きまして、2ページ、2、見学者についてでございますが、表1に記載のとおりでございます。

次に、3、ホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございます。

次に、4、ごみ処理手数料の収入状況についてでございますが、表3に記載のとおりでございます。

3ページ、5、監査について、(1)決算審査についてですが、両監査委員により10月12日、17日及び19日に令和3年度の決算審査を実施していただいております。

次に、6、契約の状況についてですが、今期は工事請負契約1件を締結しております。詳細につきましては行政報告資料に記載してございますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

続きまして、ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況についてです。

今期におきます関係市のごみの総搬入量は、表4-1に記載しておりますとおり、1万7,453トンでございます。これは昨年同期と比較しまして183トン、1.0%の減少となっております。

内訳といたしましては、可燃ごみは、4ページ、表4-2に記載しておりますとおり、1万5,651トンで、昨年同期と比較しまして30トン、0.2%の減少となっております。

なお、令和3年4月より、広域支援といたしまして、可燃ごみ処理施設を建て替え中の小平・村山・大和衛生組合から281トンの可燃ごみを受け入れております。

不燃ごみは、4ページの表4-3に記載しておりますとおり、1,540トンで、昨年同期と比較しまして111トン、6.7%の減少となっております。

粗大ごみは、5ページの表4-4に記載しておりますとおり、262トンで、昨年同期と比較しまして42トン、13.8%の減少となっております。

なお、関係市各市別、月別の各ごみの搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載してあるとおりでございます。

次に、表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページの表5-1及び表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。

7ページの表5-3につきましては、動物死体の搬入状況でございます。

その後ろの表6でございますが、資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1,275トンで、昨年同期と比較しまして47トン、3.6%の減少となっております。

続きまして、8ページ、2、施設の稼働状況についてです。

まず、(1)柳泉園クリーンポートについてでございます。10月に1号炉及び共通設備の定期点検整備補修を実施いたしました。排ガス中のばい煙測定は、8月については1号炉と3号炉、9月については1号炉と2号炉、10月については2号炉と3号炉で実施しております。下水道放流水測定につきましては毎月2回ずつ実施しております。放射能関係の測定につきましては、焼却灰等と排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果につきましては11ページの表12-1から12ページの表12-3に記載してございます。可燃ごみ内容物調査につきましては、8月に私車3台、9月に私車3台、10月に私車4台に対し実施しております。さらに、10月には、可燃ごみ中の混入不燃物調査といたしまして、関係市ごとに公車、私車を各1台、合計6台に対して実施しております。

下段、表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、柳泉園クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は合計で1万7,245トンでございます。昨年同期と比較しまして1,314トン、7.1%の減少となっております。

9ページ、表8及び表9にはばい煙とダイオキシン類の測定結果を記載してございます。それぞれ排出基準に適合してございます。

表10につきましては水銀濃度分析計による測定結果を記載し、今期の検出はございませんでした。

10ページ及び11ページの表11は下水道放流水の各種測定結果を記載してございます。こちらにおきましても排除基準に適合してございます。

続きまして、12ページの(2)不燃・粗大ごみ処理施設についてでございます。今期は9月にバグフィルターの清掃を実施いたしました。10月には7月から引き続き実施していた定期点検整備補修が完了いたしております。

続きまして、表13、不燃・粗大ごみ処理施設処理状況ですが、不燃ごみと粗大ごみの処理量は1,802トンで、昨年同期と比較しまして153トン、7.8%の減少となっております。

続きまして、13ページ上段、(3)リサイクルセンターについてですが、8月から実

施しておりました定期点検整備補修が10月で完了しております。

表14、リサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は1,275トンで、昨年同期と比較しまして47トン、3.6%の減少となっております。

下段の3、最終処分場についてですが、焼却残渣は引き続き東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚処分場内のエコセメント化施設に全量を搬出しており、今期は1,398トンで、昨年同期と比較しまして415トン、22.9%の減少となっております。

次に、14ページ、4、不燃物再利用状況についてですが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物やくずガラスにつきましては、埋立処分をせずに、ガス化溶融による燃料ガスや路盤材として再利用を行っております。また、再利用の状況につきましては表16に記載のとおりでございます。

続きまして、し尿処理施設関係です。

1、し尿の搬入状況についてですが、今期のし尿の総搬入量は129キロリットルで、昨年同期と比較しまして9キロリットル、7.5%の増加となっております。表17-1から15ページ、表17-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、2、施設の稼働状況についてですが、今期は故障等もなく、補修等も行っておりません。

次に、表18のし尿処理施設における下水道放流水測定結果でございます。それぞれ排除基準に適合してございます。

続いて、17ページの施設管理関係で、1の厚生施設についてでございます。

(1) 施設の利用状況についてでございます。10月5日から20日までの間は、柳泉園クリーンポートの定期点検整備補修実施に伴う蒸気供給の停止に併せ設備点検等を実施したため、屋内施設を臨時休業といたしました。

表19-1、野球場、テニスコート等利用状況でございますが、野球場の利用回数は296回で、昨年同期の390回に対し94回、24.1%の減少です。テニスコートの利用回数は1,738回で、昨年同期と同数でございます。

表19-2、会議室利用状況内訳でございますが、会議室の利用時間は836時間で、昨年同期の879時間に対し43時間、4.9%の減少でございます。

18ページ、表19-3、室内プール、浴場施設等利用状況では、室内プールの利用者数は1万7,351人で、昨年同期の1万5,507人に対し1,844人、11.9%の増加でございます。浴場施設の利用者数は2万913人で、昨年同期の1万1,115人に対

し 9,798人、88.2%の増加でございます。トレーニング室の利用者数は583人で、昨年同期の296人に対し287人、97.0%の増加となっております。詳細につきましては表19-1から18ページの表19-3に記載してございます。

(2) 施設の収入状況についてです。表20に記載のとおりでございます。

19ページ、(3) 施設の管理状況についてですが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21及び表22に記載してございます。いずれも水質基準以下で管理を行ってございます。

なお、受電電力につきまして報告をさせていただきますが、今期の8月分、9月分につきましては受電電力購入ゼロを達成してございます。

また、行政報告資料に記載がございますが、令和5年度小平・村山・大和衛生組合広域支援につきまして、後ほど担当課長より御説明をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

○総務課長(米持謙) それでは、行政報告資料3ページ、小平・村山・大和衛生組合の広域支援について御説明いたします。

初めに、多摩地域においては、相互支援協力の事態が発生した場合、広域な処理を円滑に実施するため、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書を多摩地域全市町村及び一部事務組合で締結しております。今回の広域支援につきましては、当該協定書及び実施要綱に基づく広域支援でございます。

1の広域支援依頼団体は小平・村山・大和衛生組合でございます。小平市中島町に設置されている、小平市、武蔵村山市及び東大和市で構成する一部事務組合でございます。

2、広域支援依頼理由は、令和7年9月末に竣工する新ごみ処理施設の建設工事に伴うもので、現在は既存ごみ焼却施設2炉で処理を行っております。その際、定期補修等で処理できない期間について広域支援をするものでございます。

3、支援期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなります。

4、支援依頼量は約3,000トンで、可燃ごみとなります。

6の支援根拠については、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書第3条第2号に基づく支援となります。

7、支援団体はふじみ衛生組合、西多摩衛生組合及び当組合の3団体となります。

8、受入手数料は、受入期間中、1トン当たり3万8,000円の予定となり、これは、事業系ごみ処理手数料の小平市、武蔵村山市、東大和市を除く多摩地域平均単価でござい

ます。

9には今後の予定を記載しております。今後、小平・村山・大和衛生組合に広域支援の正式回答を行い、3月下旬に契約締結、令和5年4月から受入れとなります。

その他資料として、小平・村山・大和衛生組合からの広域支援の依頼文書、広域支援体制実施協定書及び要綱などを添付しておりますので、御参照ください。

広域支援については以上でございます。

○議長（鈴木たかし） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番（村山順次郎） それでは、幾つかお聞きしたいと思います。

まず最初に、管理者にお聞きしたいと思います。先日、10月31日に町田市バイオエネルギーセンターの視察に柳泉園組合議会として行ってまいりました。管理者にも御同行いただいたところだと思います。首都圏初の乾式メタン発酵による都市ごみ処理施設として稼動している施設で、非常に珍しいというか、特別なユニークな施設だという率直な感想があります。私の受け止めですけれども、御説明によると、2006年から市民協働でどういう施設にするべきかという議論をされてきたということ、あるいは、見学コース、柳泉園クリーンポートにもございますが、施設を見学するコースにおける、特にやはり小学生などをターゲットにしているのだろうと受け止めておりますが、その施設の役割、市民として廃棄物についてどういう知識を持ってもらいたいのか、そういう思いを込めて様々な工夫がされた見学コースがある、そこら辺が特徴かなという受け止めもしております。お聞きしたいのは、率直に管理者の感想、特に、当組合も含めて多摩の地域ではほかにないメタンガスによる発電の仕組み、こういうものを初めて導入した、その辺も含めての視察の受け止め、感想を少しお聞きできればと思います。

2点目は、視察の関連のところをもう少し御担当に聞きたいのですが、昨年の川越市の視察の際でも、今回の町田市の視察の際でも、やはり、爆発ないし火災、これの対策がどうかというところは、非常に私は関心を持って視察をしたところであります。

1点目は、先方の町田市の施設では、時期等がメモできておりませんが、不燃ごみのピットでかなり大きな火災があったという趣旨の御説明もあったところであります。私は質疑応答で若干質問もいたしまして、原因と対策はということでお聞きしたところですが、火災そのものの原因は分からなかったと。一方で、ピットのかかなり底から燃えたの

ではないかという趣旨の御説明があったと記憶をしております。町田市の施設特有の火災ということではないかなと思いますので、御担当も同行いただいていると思いますので、町田市の事例、柳泉園組合にも不燃ごみ処理施設のピットがございますので、参考にできるところがもしあればお聞きしたいという点。

昨年度、今年度と、スプレー缶ないしはリチウムイオン電池等が原因による爆発ないしは火災の問題が柳泉園組合の課題の1つになってきているところです。正確ではないかもしれませんが、分別の日、稼動日を増やしたり、あるいは広報等の手法によって、爆発、火災をできるだけ未然に防ごうということの取組もされてきていると思うのですが、このタイミングで、効果検証、それが効果が上がっているのか、そうでもないのか、来年度に向けて、それを踏まえてこれで十分ということなのか、あるいは、なお次の一手ということなのか、そこら辺の評価、分析がこの段階でもしあればお聞きをしたいなと思います。

すみません、幾つかまだあるのですけれども、もう1つは、昨年度の関係で言うと、雷の被害というか、落雷によって、主に柳泉園組合の地下に埋設された機器類が故障するということがございました。厚生施設などではその影響で一時臨時休館をするという影響もございまして、当時、議論もいたしました。議会外のやり取りも含めてですけれども、あまり効果的な対策は、どうしても自然災害でもあるし、100%防げる方法は御説明いただけなかったと記憶しているのですが、その後、調査ないしは研究があるところだと思いますので、具体的な手だてを取った、あるいは、取る予定というものがもしあれば御説明いただきたいなと思います。

あとは、厚生施設の話は後ですのですが、もう1つだけ、申し訳ありません、改めてお聞きしたいのですが、売電の状況、発電の状況についての御説明もあったところなので、すけれども、柳泉園組合として、柳泉園クリーンポートでゴミを焼却して、その熱を利用して発電をしている。これ売って柳泉園組合の貴重な財源、収入になっているということだろうと思うのです。近年、様々な海外情勢、ないしは円安等の影響で、他の資源物もそうですが、電気の単価の推移、これは非常に不安定というか、いろいろな変動がされているのだろうと思うのです。ここの変動の推移、この間の経過、あるいは、その先の見込み、加えて、もし今把握があれば結構なのですが、電気を売るわけですね。そうすると、売る先でどなたかが、誰かが使っているのだろうと思うのです。どういう方がどういうふうに使っているかというところは、柳泉園組合として把握があるものなのか。把握があるか、ないかだけを先に。分かりませんということなのか、具体的にはともかく、知っ

てはいますということなのか、そここのところの御説明を。単価の推移と今後の見込みと、その行き先です。そこを御説明いただければと思います。

最後に、これで最後ですが、厚生施設のモニタリングの関係で、ホームページを見ましたら、厚生施設の指定管理者のモニタリング結果ということで、A4、1枚立ての、プリントアウトをするとそういう資料が出ております。全部を私は引用いたしません、最終評価というところ、一番下段のところですが、評価としてはB、点数としては64点と。

1行目だけを読みますが、「コロナ禍において実施出来なかった事業もあるが、概ね令和3年度事業計画に基づき管理運営されていることが確認できた。」という評価でございました。御答弁が難しいかもしれませんが、64点で、これは大項目4分類の合計として64点なのです。このプリントアウトした資料では大項目の点数は書いてあるのですけれども、大項目の中にある個別の項目が全部で20項目かな、あるのですが、ここの評点がそれぞれ幾つだったのか、ここが分からない形になっているのです。これというのは、例えば大項目1で言えば、施設利用者の平等な利用確保という評価項目ですが、そこは12点でBとなっているわけです。ここの内訳です。ここが分かると、どういう管理運営だったのかというところをもう少し受け止め、つかむことができるので、ここの情報提供、これはお願いできないか。今日具体的にずらずらと、この点は何点だったということは答弁になじまないと思いますので、そういう情報提供をしていただけないかと思いますが、御見解だけお聞きしたいと思います。

あと、厚生施設の関係で言うと、1年前の定例会のときに、昨年度の末までに、恐らく指定管理者が行うアンケートだということだと思えるのですけれども、アンケートを実施する予定という趣旨の御答弁があったのです。これが実施されているのか。されているとしたら、私の知る限りですけれども、ホームページでその結果について見つけられませんでしたし、やられているとしたら、この半年ぐらいで結果がまとまってくるものだろうと思うので、その情報提供をいただけないものか、御見解を伺います。

ごめんなさい、最後と言ったのですが、もう1つだけ。行政報告資料で、工事請負契約状況という情報提供をいただいているのですが、契約方法の欄で「指名競争（郵便）入札」ということになっておりまして、また私の記憶で質問して申し訳ないのですが、この方式の入札というのは私の記憶では今までなかったことで、私の記憶では今までで新しい取組かなと受け止めているのですが、これはどういう意図でやられるものなのか、あるいは、どういう工事を対象にやられるものなのか、今後はどうされていくのか、そここのところの

御説明をいただければと思います。

○管理者（富田竜馬） 1点目の行政視察の感想についてであります。今回、管理者として、私は初めて同行させていただきました。町田市バイオエネルギーセンターにつきましては、ごみ処理施設でありながら、まさしく地域のエネルギー拠点になっているなという印象を持ったところであります。視察の目的は、老朽化の進んだ不燃・粗大ごみ処理施設の今後の施設運営の在り方等について参考にするために実施されたということでもありますけれども、当該施設は、最新設備の不燃ごみ破袋機や磁力・アルミ選別機のほか、施設見学者を意識した手選別コンベヤの配置、議員からも御指摘があった見学ルートの取り方など、参考になるものであったと認識しております。また、火災など、当組合と同様の悩みを抱えており、これからの施設には十分な消火設備を設ける必要性を再認識したところがあります。目玉の施設ともいえるバイogas化施設でありますけれども、生ごみをメタン発酵によりガスエンジンで発電をする首都圏初のものということで、先進性を感じました。御担当の方から、全く臭いが出ないわけではないと、こういう話もありましたが、問題なく稼動しているという御説明を受けまして、地域住民と検討を重ねた上での地域事情に即した施設造りを行っており、当組合でも、カーボンニュートラルに向けた二酸化炭素の回収、利用など、焼却施設更新時の参考となるものであったと思います。町田市は単独で施設を保有していらっしゃる、当組合は3市によって成り立っているというところで、違いはありますけれども、大変有意義な視察であったと思っております。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、爆発・火災対策についてお答えいたします。

まず、1点目なのですが、町田市バイオエネルギーセンターを視察して、参考にできることはというお尋ねでございました。まず、新しい施設であっても、やはり、あのような火災が起きているということは、その対応には大変苦慮をしているのだなという感想を持ちました。また、当組合の施設と違う部分なのですが、まず、町田市の施設には破袋機という袋を破る機械がついていること、当組合の施設には回転ふるいというトロンメルがついているのですが、町田市の施設にはなかったことが施設的には違う部分で、また、火災・爆発対策としての設備といたしまして、町田市においては自動消火設備の設置や消火栓の設置などを行っているというところが当組合とは違う部分かなと考えております。そういった中で、当組合としても対策は取ってきているところなのですが、参考にできるところといたしましては消火設備です。その辺のものが、当組合にはないものもついておりましたので、そういったものも参考にしながら、今後、維持管理、または更新に向けても考

えていきたいなと思っているところでございます。

次に、これまで取ってきた火災・爆発対策の効果検証と、来年度に向けての新たな対策というお尋ねでございました。こちらにつきましては、令和4年度におきましては、5月に分別周知チラシの全戸配布、また、8月にはコンベヤの改修などを行いまして、火災や爆発防止対策を凶っているところでございます。チラシに関しましては、問合せなどが多数ございましたので、一定読んでいただき、効果はあったのかなと感じているところです。また、コンベヤ改修を行ったことで手選別に流れるコンベヤのごみの厚さが薄くなった関係で、不適合物除去の精度が向上していると作業員も実感しているところでございますので、そういった関係で危険性は一定程度軽減ができていると考えているところでございます。今後におきましても関係市とも協議を行いまして、引き続き当組合でできることは積極的に実施していきたいと考えているところで、来年度に向けましても課内で具体的な対策は検討しております。その中で経費や効果を見極めた上で、来年度に実施する対策を検討していきたいと考えているところでございます。

○技術課長（近藤修一） 雷対策についての質問についてでございます。昨年7月の落雷を受けまして、12月に、検量棟と5号、6号、7号井戸の制御盤の中に免雷分離器を設置いたしました。こちらは、雷によるサージ電圧を防ぐ、機器の中へ電気を流さない、そういう機器でございます。こちらを入れたことによりまして、全ての雷による影響を防ぐことは難しいと思うのですが、かなりの回数の低減はできるのではないかと考えております。今後は、PDC E避雷針というものがございまして、こちらは、普通の避雷針が雷を集めまして、そこで落とすものなのですが、一方で、PDC E避雷針は、雷を空中に薄めて落とさないというメカニズムの避雷針でございます。こちらの設置を検討していきたいと考えております。

続きまして、発電の関係についての御質問についてでございます。まず、売電なのですが、現在の入札で、小売電力事業者に売却しております。ただ、こちらは、売った後にどういったところで使われているかということは、こちらでの把握は、現在のところ、しておりません。現在の売電価格は1キロワット通常時間帯で税込で13円34銭という形になっておりまして、かなり近年にない高い状況になっております。これは、ちょうどウクライナ侵攻が始まる直前、2月22日に入札しましたので、この価格がついていると捉えております。一方で、これは、戦争が始まった後でしたら、多分、受ける業者はかなり低い値をつけてきたり、どうなるかが分からないので、なかなか応札してもらえなかった

という状況になっていたかもしれない状況です。今後ですけれども、まだ今は電力価格が高くはなっているのですが、やはり、売電は、小売電力事業者なのですが、こちらが、状況を聞いていますと、10円前後でという形のことは言われている状況でして、今年度に比べますと大分低い状況になるのではないかと予想しております。

○施設管理課長（濱田伸陽） 先ほどの厚生施設の、まず、ホームページで公表しているモニタリングの結果についての詳細な公表結果ができればという村山議員の話だったところの答弁をさせていただきます。他団体の評価結果の公表については、評価視点ごとの評価を公表している団体もございます。今回の柳泉園組合のような、大項目のみでの評価を公表している団体も実際にあるのです。評価視点は団体によって違いがありますが、今後、他団体の公表の仕方も参考にしながら、公表の仕方については引き続き調査研究をさせていただければと思っております。

続きます、アンケートの結果についての、これも公表していただけないかという話でございます。こちらについて答弁させていただきます。アンケートについては、昨年度の指定管理の事業の中で年度末に実施させていただきました。例えば、アンケートの内容としまして、市別の利用者の状況だとか、交通手段だとか、快適であるかなど、利用者ニーズにあたっての改善点などのアンケートについて、利用者に記入形式でアンケートを求めて、評価結果をまとめております。これについても、枚数が非常に多くて、どのように公表するかは指定管理者と協議しながら対応していきたいと考えております。

○総務課長（米持譲） それでは、今期の契約状況につきまして御答弁させていただきます。今期のリサイクルセンターコンベヤベルト交換補修につきましては、毎年、郵便入札による事前公表による入札を実施しているものでございます。こちらは、競争入札予定価格事前公表試行要領に基づきまして、入札及び契約手続のより一層の透明性の向上と契約事務の公正の確保として、予定価格が250万円以上の工事請負契約で、定期点検整備補修などの特殊な事業を除き予定価格を事前に公表し、郵便による入札を実施しているものでございます。

○3番（村山順次郎） 管理者から視察の受け止めについて丁寧に御感想を伺いました。繰り返しになりますが、当組合における課題においても、市民協働、また、見学に来ていただいた市民の方に対して適切に施設の役割等を知ってもらう、この辺のところは非常に学ぶべきところだろうなと私も感じておりますので、管理者の感想を受け止めたいと思います。

火災の対策については分かりました。視察において、当組合になくて町田市の施設にあるものというところの観点で御答弁をいただきましたので、そここのところの御検討、来年度予算も今後編成されていく中で、具体化できるところはなお具体化していただきたいと思えます。

不燃ごみのピットの関係で再質問を1点だけしたいのは、不燃ごみとして排出してほしくない、分別して出してほしいものについては、広報、周知によって、なお分別が進んだはずと思えます。そうすると、柳泉園組合に持ち込まれる不燃ごみの中には、火災や爆発等の原因になるものは理屈上は減るはずだと思うのです。ベルトコンベヤの改修等も行って、その厚さが以前と比べると薄くなったという御説明もありましたが、また、稼動日も増やしていただいていると。そうすると、そこから取り除かれる、その後のトロンメルや破碎機等に入らないようにするための取り除かれるものというのは、混入されているものが一定だったら増えるはずだと思うのです。ですので、お聞きしたいのは、数量、数字の把握は、もしあればなお結構なのですが、ない場合でも、今年度の対策によって取り除かれる、混入するべきでない不適格な廃棄物がより多く取られるようになったのか、あるいは、以前と比べて市民の分別が進んで、そういう取り除かれる量が減っているのか、そここのところの増えているか、減っているかだけ、御答弁をお願いしたいと思えます。

雷対策のところは分かりました。P D C E 避雷針というものも初めて聞きましたので、帰りましたらインターネット等で勉強したいと思えますが、やはり、落ちたときに壊れて対応するというのでは、なかなか施設が動かなくなることも場合によってはございますので、取れる対策というものは検討していただきたいと思えます。

先に、ごめんなさい、順番が入れ替わるのですが、入札の関係で、毎年この件にはということで御説明だったかなと。予定価格の事前公表と相まった対応だと思いましたが、お聞きしたかったのは、大規模改修等は対象ではないということは分かりました。基本的には、この工事に関しては、予定価格を事前に公表して、郵便で入札を行うと。それを毎年やっている。それをさらに広げていくとか、そういう考え方ではないという理解で合っているかどうか。あるいは、郵便による入札というのはメリット、デメリットがあるかもしれませんが、適するもの、適さないものというのはあると思うのですが、この考え方がもしあればお聞きしたいと思えます。

厚生施設の関係ですが、お聞きしたのは、控えめに20項目の個別の項目ですね。関係する法律、柳泉園組合の条例等の規定を理解し、遵守されたかという、例えば(1)です

けれども、こういうものが何点だったのかということを知りたいと、ごく控えめに聞いているつもりなのです。ぱっと見、4つの大分類が全部B、B、B、Bで、トータルもBという結果になっていて、これだけを市民が見たら、大丈夫なのかなという直接的な感想を持つかもしれない。それがどういうものなのかということよりよく理解するために、もう少し説明が必要かなとも思いますし、どこがどうなのかということの理解を得るためにも、議会に向けてもそうですけれども、少なくとも20項目の個別項目のところの評点で、ここはよくて、ここは悪かったのかなと、相対的にですが、その情報提供をいただいたほうがいいのかと思いますので、ここは御検討いただきたい。

アンケートは、御答弁によれば、現在は公表されていない。公表の在り方については御検討いただけるのかなと。関心があるのは、トータルとしての満足度のような設問が恐らくあったらと思うのです。それが利用者の方の何%ぐらいが満足されているのかとか、あとは、自由意見ですよね。ここもぜひ議員としては拝見したいと思いますので、検討していただきたい。先取りのになるのですが、アンケートを行ったわけですね。アンケートを行っただけでは不十分で、その中で寄せられた具体的な要望、御意見が一定あったらと思うのです。そこで把握されている限りの中で、昨年度から今年度にかけて、具体的にそのアンケート等を、周辺自治会、協議会から御意見があれば、それもそうだと思うのですが、反映されて改善されたことの把握がもしあれば御説明いただければと思います。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、火災・爆発防止対策についての御質問にお答えいたします。対策を行った結果の不適合物の除去状況についてというお尋ねでございました。こちらにつきましては、我々どもで集計しておりますスプレー缶とガスボンベの数量についてお答えをさせていただきたいと思います。不燃ごみ自体はかなり減っているもので、恐らくこういったものも全体的には減っているものだと思っております。それは一定のチラシの効果とかがあると考えておるところでございます。8月にコンベヤを改修したことによって薄くなったことで、かなり除去率が上がっております。その関係で、今期8月から10月に関しましては、昨年度に比べまして約3,000本除去数が増えている状況です。約31%除去率が増えている状況になっておりますので、かなり取っている効果が上がっていることは実感しているところでございます。そのおかげもありまして、4月8日に起きた火災以降、現在まで、6か月、起こっていない状況ですので、一定の成果はあったと感じております。ただ、根本的な対策はなされていないので、いつどこに入って、そのまま破碎機に行ってしまうかの可能性も消えているわけではないので、いつかは起こる

だろうという懸念はあるところでございます。

○総務課長（米持謙） それでは、郵便入札の今後について御答弁させていただきます。予定価格が250万円以上の工事請負契約で特殊な事業を除いて行っているものでございまして、今後、一般的なものについては検討しているところではございます。また、郵便入札を行うことのメリット、デメリットについてでございますが、デメリットとしては、入札価格の高騰が懸念されるというところが1点考えられるところと、メリットとしては、やはり、透明性と公平性の確保と確実な実施というところが一番のメリットとして捉えているところでございます。

○施設管理課長（濱田伸陽） まず、モニタリングの公表の検討というところで再答弁させていただきます。実際、モニタリングを評価委員会の中でやりまして、要は、実際に確認する方法としては、例えば仕様書だとか、募集要項に掲げている事業計画とか、そういうものをしっかりやっていたかというところで確認をしているわけです。それで、トータルの、事業計画に沿って、また、規定に沿って適正にやっているという状況が各項目ごとに見受けられました。ですので、基本的には各項目が大体平均的な適正という概念の中で評価がなされている状況でございますが、先ほど申しましたように、他団体によっては評価視点ごとに公表しているケースもありますし、一方では大枠で公表しているケースもありますから、調査研究を引き続きやりながら、どういった公表をしていこうかを考えていこうと考えております。

もう1つ、アンケートにつきましてですけれども、アンケートの改善点ということですよ。アンケートの改善点につきましては、例えば、日常清掃で、室内の雑巾がけだとか、フロア清掃などの清掃、トイレ清掃を丁寧に実施しているという状況がございまして。そこはアンケートでも快適に利用できているという評価をいただいております。また、改善点でございますが、例えば、軽微な補修になりますけれども、そういう意見をいただいて、シャワーの蛇口等の水漏れなどの不具合の解消や、浴場更衣室内の床面の少し汚れている場所があって、そこの補修などをして、そこで改善しているような状況がございまして。

○3番（村山順次郎） 3回目ですから、これで終わります。

売電の関係で質問をして、2回目のところで言うのを忘れましたので、意見だけ述べますが、CO₂排出削減の観点から言って、柳泉園組合で発電されているものというのは一般的な電力とはまた違う価値があるものだろうと思っております。一方で、柳泉園組合のこれまでの取組の中では、最終的にどなたが利用されているのかということの把握はない

ということで、これはこれで、残念という言葉だと言い過ぎかもしれませんが、そうなんだという感想も持ちました。電力に関しては値上がり、値上がりという報道があるので、1キロワット当たり10円前後という、今年度と変わらない価格推移というのは少し意外だなと思いました。そこはよく勉強したいなと思います。ありがとうございます。

それで、安全の観点で、特に、不燃ごみにおける混入というところでお聞きしました。前年度比でという御説明だったと思いますが、8月、10月で3,000本増えたということで、逆に言うと、それだけの数のものが各関係市によって、スプレー缶は不燃ごみで出さないでという周知もされている中で、それだけのものが柳泉園組合の不燃ごみピットの中に入ってきているのだなということを改めて感じましたし、対策は、ここは不断に工夫をしていっていただきたい。安全ということで考えますと、柳泉園組合の課題の一つだと思いますが、この来年度予算編成に向けてというところで、助役にもう少し御答弁いただけたところがあれば御答弁いただければなと。100%はもちろん難しいということはお担当の御答弁だったかなと。しかし、100%にできるだけ近づいていく、4月から従来あったような火災は起こっていないということですけども、この取組のところで御答弁があれば、なければ結構ですが、御答弁をいただければと思います。

厚生施設の関係でしつこく聞いておりますのは、利用者側の皆さんの立場からすれば、指定管理者を導入する前と導入した後の、この差というのですかね。よくなったところもあるでしょうし、中には、ここがこうなんだなという、悪い言葉で言えば、悪くなったなという感想をお持ちの方もいらっしゃる。その意味でどういう評価だったのか、アンケート結果でどういう意見があったのかというところを知りたい。その先に生かしていければという気持ちで、教えてもらえるところは教えていただきたいというお願いでございますので、何とぞ前向きに御公表いただきますようお願いをして、終わります。

○4番（後藤ゆう子） 1点だけ質問をさせていただきます。

10月発行のりゅうせんえんニュース96号に小型充電式電池回収ボックス設置のお知らせということが載ってまして、先ほど来問題になっている、火災の原因の1つではないかと思われる充電式電池の回収ということは、私はこれに取り組まれることはいいことだと評価しているのですけれども、一般社団法人JBRCに加盟しましたということや、回収したものが一般社団法人JBRCに送られ、再資源化されますという簡単な説明があるのですが、まずは、これに加盟した経緯というものと、それから、これに加盟するのに何か費用がかかるのかとか、また、これを送るのに送料がかかるのか、かかる経費がある

のかということと、それから、これはいつから始められたかということと、実際にこれをここまできちんと目を通してくださっている方がいらっしゃるかはまだ分らないですが、回収状況などが分かればお聞かせください。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、一般社団法人J B R Cに加盟した経緯等についてお答えいたします。一般社団法人J B R Cに加盟した経緯なのですが、やはり、リチウムイオン電池の火災などが多く発生しておりましたので、その軽減対策といたしまして、当組合でも設置することによって、少しでも不燃物に混入しない対策を取るために設置したところでございます。基本的には無料で、経費はかからない状況になっております。申し訳ございません、回収箱を設置した日なのですが、確認させていただいて、後ほどお答えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○4番（後藤ゆう子） ごめんなさい、急に質問したもので。

経費はかからないということは分かったのですけれども、たまったら、そこに連絡して取りに来てもらうのか、それとも、定期的に回収するのかということ、これをお聞きしたかったのと、これはあくまでも柳泉園組合に関係市の住民が持ち込むということで、行政回収はしなくて、持ってきた市民のものを回収するということによろしいでしょうか。検量棟にも置いてあるということは、自家用車でゴミを持ってきた人がついでにその箱に入れるという感じで、あくまでも持ち込んだ市民が対象ということによろしいのかということをお聞かせください。

○資源推進課長（横山雄一） 一般社団法人J B R Cに関する再質問にお答えいたします。基本的には、たまった段階で連絡して、引き取っていただくということになります。住民が持ち込んだものに関して、その缶の中に入れていただくような対応を取っているところでございます。

○議長（鈴木たかし） 追加答弁はありますか。休憩を取りますか。

○資源推進課長（横山雄一） 基本的に関係市は、各市内の電気店などが、ボックスを設けたりしてリチウムイオン電池の収集は行っている状況で、それと同様に、当組合にも一般社団法人J B R Cに登録をして缶を置いて、そこに市民が捨てに来られるような対応を取った状況でございます。

○4番（後藤ゆう子） 分かりました。市民にとっての回収ボックスの拠点が増えたということでも分かりました。また、私にその機会があるかは分らないのですけれども、どれぐらい量がたまったのか、機会があればお知らせいただければと思います。終わります。

○6番（遠藤源太郎） よく分からないので教えていただきたいのですが、2ページのごみ処理手数料は、昨年同期と比べると、1億4,990万円ぐらいから1億5,500万円ぐらいの収入になっているということですよ、これを見ますと。私もそう思うのですが、それぞれの搬入状況を見ますと、ごみの搬入量は昨年同期に比較しまして減っているとは見ていたのですけれども、ごみの搬入量が減っていて、手数料が増えていると、これはどういうことなのかなと、今、単純にそんなことを、簡単なことで大変恐縮ですが、思いましたので、この辺を教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○総務課長（米持譲） それでは、ごみ処理手数料について御答弁させていただきます。ごみ処理手数料につきましては、市民の方及び事業系のごみを直接搬入する際に徴収するものでございます。今期は前年同期に比べ約500万円増加している状況です。直接搬入する私車のごみ搬入量が昨年同期に比べ約110トン増加したためでございます。

なお、コロナ禍以前の令和元年と比べると、約1,060万円、約180トン減少している状況でございます。こちらのごみ処理手数料につきましては、事業系ごみの収納につきましては、ほとんどが月ぎめでの収納でございますので、実際の収納金と実際の搬入量は乖離が生じているというところでございます。

○6番（遠藤源太郎） そうしますと、この表の、例えば3ページの表4-1をはじめ、幾つかの表の中のごみ搬入量は減っている状況と、これは比例していないということ、そういうふうに理解をするわけですが、それは、事業系のごみが毎月一定量の契約か何かをしていて、その多い、少ないがあったとしても、収入はいつも一定量を納めてもらうから変わらないというふうに今聞かえたのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○総務課長（米持譲） それでは、事業系のごみ処理手数料につきまして再答弁させていただきます。こちらのごみ処理手数料につきましては、今期8月、9月、10月分のごみ処理手数料の収入の月ごとの金額になってございます。事業系のごみ処理手数料につきましては前月分をまとめて翌月に請求する関係がございますので、搬入量に合わせましてその計算を掛けまして、例えば7月分のごみ処理の搬入の手数料が8月に納入されるという状況でございます。

○6番（遠藤源太郎） 分かりました。そのように説明していただきますと、月がずれているということなのですね。ありがとうございます。

○資源推進課長（横山雄一） すみません、先ほどの後藤議員の御質問、お時間をいただき申し訳ございませんでした。一般社団法人JBRCの回収箱を設置した日なのですが、

本年6月1日から設置しております。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木たかし） ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） それでは、以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（鈴木たかし） 続きまして、「日程第5、議案第8号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」、「日程第6、議案第9号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」、「日程第7、議案第10号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

以上3件は関連がございますので一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第8号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第9号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について及び議案第10号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が令和4年10月1日に施行されたことから、関係市において関係条例の一部が改正されました。その改正内容に従いまして、柳泉園組合においては、本年9月29日に育児休業等に係る本条例の一部を改正した条例について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただき、改正条例を公布いたしました。したがって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして御報告させていただくものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○総務課長（米持謙） それでは、補足説明を申し上げます。議案第8号、柳泉園組合会

計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第9号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について及び議案第10号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

今回の条例改正は、働きながら妊娠、出産、育児等と、仕事の両立ができる職場環境を整備するため、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための育児休暇の対象期間の拡大等を行うものでございます。

今回、分かりやすく説明させていただくため、順番を前後させていただきます。

それでは、議案第10号資料、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表を御覧ください。5枚ほどおめくりいただければと思います。第2条及び第3条中において、育児休業の取得回数制限の緩和、育児休業等の子の範囲の拡大、子の出生後57日以内の育児休業の取得要件の緩和及び子が1歳以降の育児休業の柔軟な取得を可能としております。第7条及び第14条から第16条につきましては、改正に伴う要件等の文言整理、第18条及び第19条において、今回、2条を追加いたしまして、育児休業のさらなる取得促進の観点から、妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度の周知や育児休業の取得意向の確認及び勤務環境の整備等の措置について記載をされたところでございます。施行期日は令和4年10月1日からとなります。

続きまして、議案第8号資料、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の新旧対照表を御覧ください。3枚ほどおめくりいただければと思います。こちらの条例改正は、育児休業の取得要件の緩和による文言整理として、別表第2、育児休業の項の期間欄の文言を改めるものでございます。施行期日は同様に令和4年10月1日からとなります。

続きまして、議案第9号資料、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の新旧対照表を御覧ください。こちら3枚ほどおめくりください。こちらの条例改正は、育児参加休暇の対象期間の拡大に伴い、別表第2、育児参加休暇の項の期間欄の「後8週間」を「以後1年」に改めるものでございます。

施行期日は同様に令和4年10月1日からとなります。

補足説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木たかし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第8号、議案第9号、議案第10号の質疑を一括してお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番（村山順次郎） 簡潔にお伺いします。

本条例改正は、関係市の条例改正を受けて、提案というか、その専決処分をされて、それを今、承認するかどうかの議案となっているという理解をしております。御説明にあったとおり、育児休業取得を勧める、より育児休業取得をしやすくするという趣旨の法改正に基づくものという理解をしているところであります。

そうしますと、1点聞きたいのは、柳泉園組合における育児休業取得率です。市役所等に比べると分母も分子も小さいので、どういう御答弁をいただくかは難しいと思うのですが、質問するほうは育児休業取得率という言い方で聞きますが、何らかの形でその取得率を御答弁いただければと思います。

2点目は、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表における第19条に関連するところなのですが、先取りのになりますけれども、条件を満たす、対象となる職員の方が育児休業を取りやすくしていくことは、法律が改正されて、条例が改正されれば、それで万事オーケーということではないと思いますので、手だてが必要だと。ここに、第19条には（1）、（2）、（3）ということ書かれていて、条例が改正されたならばということにはなる。専決処分をされているとはいえ、ここの具体的な手だてが必要だと思います。ここの予定、取組のところ、考えているところがあれば御説明をお願いいたします。

○総務課長（米持謙） それでは、当組合の育児休業の取得状況について御答弁させていただきます。育児休業につきましては、取得要件から、現在、4名が対象となっていてございまして、今期、当組合内での取得はない状況でございまして、そのうち1名につきましては、以前、関係市との人事交流の際に育児休業を取得させていただいている経過がございまして、こちらを含めると25%の取得状況であると考えてございまして。

続いて、2点目の、職員に対する育児休業制度の周知や取得意向の確認などの件でございまして、育児休業制度の周知、取得意向の確認及び環境整備等につきましては、全職員に対しまして、「育児を行う職員に対する支援制度の充実について」と題しまして通知をしているところでございまして、また、分かりやすいように、育児休業の取得回数制限の緩和のイメージ図や、子が1歳以降における育児休業の取得要件の柔軟化のイメージ図を併せて配付しております。

なお、総務課において、職員等の妊娠、出産を申し出た場合はもちろんでございまして、把握した際には積極的に育児休業取得を勧めていきたいと考えているところでございまして。

○3番（村山順次郎） 一生懸命聞くつもりで聞いているのですが、4名対象の方がいらっしゃって、そのうちの1名の方が、以前人事交流で、多分東久留米市だと思いますけれども、東久留米市に行かれていたときに取得をされたことがある、そうしますと25%だという話ですが、その期間は今年度ですか。それとも、以前にということになると、そういうことでなくて、遡って考えると4人いて、分子が、取られた方が1人だから25%という理解なのか、期間が今期とおっしゃった気もするのですが、そこをお聞きできればなと思います。

○総務課長（米持譲） 育児休業取得についての再質問に御答弁させていただきます。育児休業の取得につきましては、正規職員につきましては、育児休業自体が3歳まで取得可能となっております。また、今回、柔軟な緩和として、2回取得ができるという状況でございますので、3歳までの期間で取得しているかというところで率というものを計ればということで、25%とお伝えをさせていただきました。

○2番（沢田孝康） 議案第8号なのですけれども、新旧対照表を見ますと、期間が変更になったということと、あと、報酬上の扱いが無給になっていますよね。ですから、休暇を取るには無給ということになるのですけれども、柳泉園組合の中でこの対象の方がいらっしゃるのかどうかです。というのは、例えばこれが適用されて、その方が休んだ場合というのは、休まれるわけですから、その間はその方がいなくなるということになりますから、もしそういう可能性が出たときには、またほかの会計年度任用職員を採用する、期間だけです。例えば、1年間休みますといったことになると、その欠員の部分をまた採用しなければいけないということになるのではないかと思うのですが、その点の対応の仕方をお願いしたいと思います。

○総務課長（米持譲） 会計年度任用職員に対します育児休業の状況というところで御答弁させていただきます。現在、会計年度任用職員につきましては、該当者はいない状況でございます。議員のおっしゃるように、仮にそういう取得要件の対象となる方ができた場合には、期間にもよりますが、その間、一定期間でしたら職員で対応するか、もしくは、議員がおっしゃったように、さらなる追加で会計年度任用職員を募集するということになるものと考えております。

○議長（鈴木たかし） ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 質疑なしと認めます。以上をもって議案第8号、議案第9号、議

案第10号の質疑を終結いたします。

これより議案第8号に対する討論をお受けいたします。

○3番(村山順次郎) 一括審査でありますので、総括的に意見を述べさせていただこうと思います。賛成する討論でいいですか。

○議長(鈴木たかし) どちらでも結構です。

○3番(村山順次郎) 質疑におきまして、現在における育児休業取得が可能な職員は4名いらっしゃると。うち1名の方が、以前人事交流で市役所に行かれたときに取得をしたことがあるという御答弁でありました。そうしますと、割合のパーセントの取り方は難しいのですけれども、受け止めとしては、育児休業取得率が高いとは言えないと受け止めております。全国平均と比べても、高いとは言えないと思います。そうしますと、今回、条例改正ということの御提案でありますけれども、取得しやすい環境づくり、制度の周知等々をかなりしっかりやっていただくと、結果としての育児休業取得率の向上につながるのではないかと。ひいては、職場環境の改善、モチベーションの向上等の効果があって、柳泉園組合としても利益があると思いますので、組織的な対応を進めていただくことをお願いして、賛成の意見といたします。

○議長(鈴木たかし) ほかに、今、村山議員から一括して討論をいただきましたので、以後、一括して反対、賛成、それぞれの御討論、御意見をお伺いいたします。

一括しての反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鈴木たかし) 一括しての賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鈴木たかし) なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

続いて、議案第8号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。これは個別に採決をいたしますので、よろしくお願いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(鈴木たかし) 挙手全員です。よって、議案第8号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例の専決処分については原案のとおり承認されました。

続いて、議案第9号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を

改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員です。よって、議案第9号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分については原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第10号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員です。よって、議案第10号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分については原案のとおり承認されました。

○議長（鈴木たかし） 続きまして、「日程第8、議案第11号、令和4年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第11号、令和4年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして、歳入歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額26億6,297万5,000円に対し歳入歳出それぞれ5,246万7,000円を追加し、予算の総額を27億1,544万2,000円とさせていただくため、御提案申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の2ページ、3ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正は款項の区分における予算の補正で、歳入及び歳出の款項の補正額につきましてはそれぞれ表に記載する金額で、歳入歳出それぞれ5,246万7,000円を増額し、27億1,544万2,000円とするものでございます。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。事項別明細書、2の歳入でございます。

款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金は4,652万円の増額でございます。増額の主な理由としては、歳入の資源回収物売払の増加、歳出の契約差金等の不用額によるものでございます。

次に、款7諸収入、項2雑入、目1雑入、節7その他雑入は594万7,000円の増額でございます。増額理由につきましては、後ほど御説明いたします厚生施設管理費の光熱水費の指定管理者分の立替収入によるものでございます。

続きまして、12ページ、13ページを御覧ください。3の歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目2総務管理費は2,500万円の増額でございます。増額理由については、節24積立金は、説明欄記載の清柳園解体事業基金に2,500万円を積み立てるものでございます。こちらの清柳園解体事業基金積立金は、繰越金の補正に計上した剰余金4,652万円の2分の1に相当する額を積み立てさせていただくものでございます。

目4厚生施設管理費は594万7,000円の増額でございます。増額理由については、節10需用費は、コロナ禍の影響が落ち着きつつあることから、厚生施設利用者数が昨年度上半期の利用者数に対して3万4,500人ほど増加したことで、説明欄記載の光熱水費の上下水道料金が不足するものでございます。

次に、款5予備費の2,152万円の増額は、本補正に伴う財源調整でございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（鈴木たかし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番（村山順次郎） すみません、1点だけなのですが、御説明を聞いて、歳出における厚生施設管理費の光熱水費の増額補正というのは分かるのですが、同額で、歳入のところ、雑入ということで、指定管理者光熱水費立替収入ということで増額補正がされていて、これはどういう仕組みになっているのかということがぱっと見で分からないものですから、少し御説明いただければと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） では、指定管理者光熱水費立替収入と、歳出にある光熱水費の関係について答弁させていただきます。こちらにある補正予算書11ページの指定管理者光熱水費立替収入と、13ページの需用費の光熱水費の関係でございますが、指定管

理者の運営に伴う水道料金及び下水道料金は柳泉園組合が立替払いをしているのです。この理由は、水道本管と公共下水道本管からの柳泉園組合施設への配管接続においては、水道配管も下水道配管も1か所のみ接続となっており、水道料金、下水道料金は、1か所に設けられている検針メーターにより算定された料金を柳泉園組合がまとめて支払いをしている状況でございます。このため、厚生施設で使用している水道料金分も下水道料金分も柳泉園組合がまとめて立替払いをしていることから、その分を指定管理者に請求させていただき、こちらにある歳入の諸収入で受け入れているところでございます。

○3番（村山順次郎） 分かりました。ずっと分かりましたと言いつらいですが、分かりました。

ただ、指定管理者制度による厚生施設の運営が始まって2か年目ということで、予算審査で予算書をきちんと見れば、歳入のところにこういう項目があってということが分かるはずなのですが、一方で、1つの敷地、建築物としては一体ではありませんが、1つの建物の中で、柳泉園組合が管理運営しているところもあれば、指定管理者が管理運営しているところもあって、上水、下水ともに支払いは1本にしなければいけないということで、市役所というか、東久留米市のところ言えば、多種多様な公共施設があって、指定管理者にやっていただいているところもあれば、複合的になっているところもあって、でも、こういう予算の立て方というのは、今回は補正ですが、なじみがなくて、運営上支障がなければこれでいいのだと思うのですが、ここの整理が必要な気がするのですが、課題と捉えているのか、そうでもないのか、御担当の見解を伺いたしたいと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） やはり、予算の考え方というのが、歳出があって、後から歳入が入ってくるという状況の中で、今後、例えば施設の更新とかの際に、本管の接続が1本しかないのですけれども、それを今後どういう形の中で、敷地の中でも、柳泉園組合の厚生施設が令和3年度から指定管理者制度になって、指定管理者が個別に事業運営をしている状況がございますから、そういったことでは、今後、大規模な施設更新の際にあたっては、本管接続が例えば2つにできるのかということも調査研究をさせていただければなと思っております。

○議長（鈴木たかし） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 質疑なしと認めます。以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第11号、令和4年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員です。よって、議案第11号、令和4年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時40分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（鈴木たかし） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（鈴木たかし） 「日程第9、議案第12号、令和3年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第12号、令和3年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年10月12日から19日までの間において、安藤代表監査委員及び議会選出の沢田監査委員により令和3年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書に基づきまして審査をしていただきましたので、その審査意見書を付して、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木たかし） 補足説明を求めます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

令和3年度一般会計歳入歳出決算書の1ページを御覧ください。歳入歳出予算現額26億4,512万1,000円、歳入決算額27億2,666万3,332円、前年度に比べ2,513万3,678円、0.9%の増、歳出決算額23億6,714万2,411円、前年度に比べ26万3,721円の減、歳入歳出差引残額3億5,952万921円となり、同額が翌年度への繰越しとなります。

6ページ、7ページを御覧ください。歳入についてでございます。主な歳入について御説明いたします。

款1分担金及び負担金は、収入済額12億2,339万5,000円で、前年度に比べ4万7,000円の減でございます。関係市の負担金は備考欄に記載のとおりで、歳入決算額の44.9%を占める割合でございます。

款2使用料及び手数料、項2手数料、目1ごみ処理手数料は、収入済額5億9,031万8,685円で、前年度に比べ1,309万8,515円、2.3%の増でございます。

なお、施設使用料につきましては、令和3年度より厚生施設に指定管理者制度を導入したことで、野球場、プール、浴室、トレーニング室、会議室及びテニスコート、それぞれ各施設の使用料の科目はなくなっております。

次に、款3国庫支出金の収入済額90万2,000円は廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金で、これは、放射性物質汚染対処特措法に基づき毎月1回行っている焼却灰、飛灰及び排ガス中の放射性物質濃度測定費に対する補助金でございます。

8ページ、9ページを御覧ください。款5繰入金、項1基金繰入金、目1職員退職給与基金繰入金の収入済額は4,718万8,000円で、定年退職者2名分の退職手当に充当したものでございます。

目2清柳園解体事業基金繰入金の収入済額は2,380万2,823円で、清柳園焼却施設解体実施設計委託に充当したものでございます。

次に、款6繰越金の収入済額3億3,412万3,522円は令和2年度からの繰越金で、前年度に比べ1億3,508万4,303円、28.8%の減でございます。この繰越金には精算する私車処分費約2億2,300万円が含まれており、差引き1億1,100万円ほどが純然たる繰越金となります。

次に、款7諸収入、項2雑入の収入済額は3億6,546万2,458円で、前年度に比べ7,757万3,957円、26.9%の増でございます。主な雑入の収入済額は節1資源回収

物売払の2億1,441万5,391円で、その内容は、備考欄に記載のとおり、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル及びびびんの売払で、前年度に比べ8,754万8,453円、69%の増でございます。

なお、平成20年度アルミ缶プレス売払未納による不納欠損額956万6,458円については、権利の放棄の議案を令和3年第4回定例会に上程し、議決を得たことから、不納欠損額として記載しております。

次に、節2回収鉄等売払の収入済額は3,651万902円で、その内容は、備考欄に記載のとおり、不燃・粗大ごみ処理施設の磁選機などにより回収された鉄の売払や、施設の補修により発生した鉄類等の廃材の売払、また、焼却灰の中から回収したくず鉄の売払で、前年度に比べ1,561万9,759円、74.8%の増でございます。節3電力売払の収入済額は9,223万8,773円で、柳泉園クリーンポートで発電した電力余剰分の売払で、前年度に比べ33万6,628円、0.4%の増でございます。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。節7その他雑入は1,927万1,669円で、前年度に比べ2,281万1,648円、54.2%の減となっております。減の理由は、厚生施設指定管理者上下水道立替収入1,446万1,549円を新たに計上いたしましたが、テニスコートの人工芝化整備によるスポーツ振興くじ助成金3,524万5,000円が減となったことによるものでございます。節8公有建物災害共済金は154万円で、落雷による6号井戸ポンプの保険金としての災害共済金でございます。

次に、項3受託事業収入の収入済額は1億4,113万7,320円でございます。その内容は、節1受託事業収入の備考欄に記載のとおり、施設更新に伴う広域支援として、小平・村山・大和衛生組合可燃ごみ処理受託料でございます。

続いて、12ページ、13ページを御覧ください。歳出について御説明いたします。

まず、款2総務費、項1総務管理費、目1人件費の支出済額は1億6,658万4,658円で、前年度に比べ1,424万1,723円、9.3%の増で、これは、厚生施設会計年度任用職員人件費が約1,120万円の減となりましたが、退職手当が約3,200万円の増、及び人事異動によることが主な理由でございます。

14、15ページを御覧ください。目2総務管理費の支出済額は2億2,755万3,240円で、前年度に比べ1億950万7,697円、92.8%の増で、これは、弁護士報酬金1,100万円、一般廃棄物処理基本計画等策定業務委託416万円及び基金積立金約9,600万円が増加したことが主な理由でございます。

16、17ページを御覧ください。目3施設管理費の支出済額は1億120万1,417円で、前年度に比べ594万904円、6.2%の増で、主な理由は、次のページの節14工事請負費において前年度に比べ約2,100万円が減となりましたが、節12委託料において清柳園焼却施設解体実施設計委託が新規計上で2,380万2,823円の増となったことによるものでございます。施設管理費の不用額は327万583円で、主な不用額ですが、節10需用費の195万6,586円は、備考欄記載の光熱水費及び修繕料（一般）の減、節11役務費の103万7,856円は、備考欄記載の電話代及びネット接続料で、当初計画よりネット接続環境の見直しが図られたことによるものでございます。

18、19ページを御覧ください。目4厚生施設管理費の支出済額は1億981万5,890円で、前年度に比べ9,828万655円、47.2%の減で、主な理由は、厚生施設に指定管理者制度を導入したことによるものでございます。

なお、節12委託料については529万2,964円の増、節21補償、補填及び賠償金は127万3,709円の増となっております。厚生施設管理費の不用額ですが、736万9,110円で、主な不用額ですが、節10需用費の718万4,846円で、備考欄記載の光熱水費が主なものとなっております。

続きまして、20ページ、21ページを御覧ください。款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目1人件費の支出済額は1億8,729万7,391円で、前年度に比べ319万7,393円、1.7%の増で、これは、職員数の増によることが主な理由でございます。

目2ごみ管理費の支出済額は11億9,911万8,300円で、前年度に比べ282万5,022円、0.2%の増で、主な理由は、次の22、23ページを御覧ください。節10需用費は約280万円の減、及び節18負担金、補助及び交付金のクリーンポート電力需給計器用変成器更新工事負担金が約530万円の減となりましたが、節11役務費のクリーンポート人材派遣が約270万円の増、節12委託料の柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業が約470万円の増、及び節13使用料及び賃借料、クリーンポートごみ計量器更新借上料が約470万円の増となったことによるものでございます。ごみ管理費の不用額ですが、1,414万2,700円で、主な不用額ですが、節10需用費の472万2,493円は、備考欄記載の燃料費で約330万円、修繕料（一般）で約80万円、節12委託料の約900万円は、備考欄記載の焼却残渣輸送作業委託、排ガス・焼却灰等の放射性物質濃度測定委託及びその他の契約差金でございます。

次に、目3不燃ごみ等管理費の支出済額は1億9,860万8,744円で、前年度に比べ

1,271万3,319円、6.8%の増で、主な理由は、24、25ページを御覧ください。
節12委託料の不燃物再利用（ガス化溶融）委託が約1,060万円の増、不燃・粗大ごみ
処理施設耐震診断業務委託が約310万円の増、及び不燃・粗大ごみ処理施設等維持管理
計画策定業務委託が約210万円の増となったことによるものでございます。また、不燃
ごみ等管理費の不用額は645万7,256円で、主な不用額ですが、節10需用費の20
8万413円は、備考欄記載の修繕料（一般）及び（定期点検）の契約差金で約150万
円、節12委託料の431万2,439円は、備考欄記載の各業務委託の契約差金でござい
ます。

目4資源管理費の支出済額は9,427万4,918円で、前年度に比べ2,056万8,46
4円、17.9%の減で、その主な理由は、節10需用費で、備考欄記載の修繕料（一般）
及び（定期点検）が約1,480万円の減、節14工事請負費で、次の26、27ページを
御覧ください。備考欄記載のリサイクルセンター空調設備更新工事が約780万円の減と
なったことによるものでございます。資源管理費の不用額は285万4,082円で、主な
不用額ですが、節10需用費の142万9,698円は、備考欄記載の消耗品費が約58万
円、修繕料（定期点検）の契約差金で約80万円、節12委託料の77万6,384円及び
節14工事請負費の64万8,000円は、備考欄記載の各業務委託、工事の契約差金等で
ございます。

次に、目5し尿管理費の支出済額は3,030万1,219円で、前年度に比べ111万9,
056円、3.8%の増で、その主な理由は、節10需用費で、備考欄記載の修繕料（一般）
及び（定期点検）が約250万円の増となりましたが、消耗品費及び光熱水費が約120
万円の減となったことによるものでございます。し尿管理費の不用額は272万4,781
円で、主な不用額は、節10需用費の229万1,961円は、備考欄記載の消耗品費で約
30万円、光熱水費で約120万円、及び修繕料（一般）の契約差金で、約70万円でご
ざいます。

次に、款4公債費の支出済額は4,824万8,151円で、前年度に比べ3,081万7,8
15円、39%の減で、これは、平成16年度及び平成17年度に借り入れた緑化整備事
業債が償還を終了したことによるものでございます。

なお、令和3年度末現在の未償還元金は1,608万2,635円でございます。

款5予備費は予算現額2億2,300万8,000円で、同額が不用額となり、全額を令和
4年度へ繰り越しております。

歳出関係は以上でございます。

次に、28ページを御覧ください。実質収支に関する調書でございます。内容は表に記載のとおりでございます。

次に、29ページからは財産に関する調書でございます。

30ページから33ページにかけて公有財産の土地及び建物で、年度内の増減はございませんでした。

次に、34ページから44ページにかけて公有財産の工作物で、年度内の増減は、柳泉園クリーンポートにおいての大規模補修に伴う機器の更新により、35ページの排ガス処理設備で窒素酸化物除去装置が3点の増、3点の減、灰処理設備で灰押し出し装置、飛灰処理装置及び落下灰コンベヤが各1点の増、1点の減、次の36ページの給水設備で井戸ポンプが1点の増、1点の減、44ページの合計で7点の増、7点の減となっております。

次に、45ページは公有財産の1点30万円以上の物品で、年度内の増減はございません。

次に、46ページは基金でございます。各基金の前年度末現在高、決算年度中の増減額及び決算年度末残高は表に記載のとおりでございます。

次に、47ページ以降は歳入歳出決算参考資料でございます。御参照いただければと思います。

また、決算審査意見書及び事務報告書を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

なお、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の実施事業内容を資料として添付しておりますので、技術課長から説明させていただきます。

補足説明は以上でございます。

○技術課長（近藤修一） それでは、お手元の議案第12号資料、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業決算についてを説明いたします。

1、事業期間ですが、平成29年7月1日から令和14年6月30日までの15年間でございます。今回は令和3年度の報告でございます。

2、事業費等、（1）総事業費は135億8,750万円で、うち、消費税相当額は11億9,300万円でございます。

（2）令和3年度事業決算額は10億5,514万2,000円で、うち、消費税相当額は9,592万2,000円でございます。

3、令和3年度事業内容及び事業費等でございます。

①固定費Aは運転管理や整備業務等の人件費、各種測定、定期点検整備補修等の点検、検査、油脂類の購入代金、施設内清掃などの分で、4億8,923万4,000円でございます。

②固定費Bは大規模補修及び更新工事に係る事業費で、3億9,899万3,000円でございます。

③変動費は令和3年度の可燃ごみの焼却量に応じた薬品代で、7,099万3,000円でございます。

④消費税は9,592万2,000円でございます。

固定費Bに該当する、令和3年度に実施いたしました大規模補修及び更新工事について説明いたします。

4ページの「令和3年度大規模補修箇所」と題しました焼却施設フローシートを併せて御覧ください。大規模補修につきましては、フローシートの黄緑色に塗られている部分、2、焼却設備について実施いたしました。内容につきましては、燃焼により傷みやすい各炉の1ゾーンと2ゾーンを中心とした火格子の交換と耐火物の補修を重点的に実施いたしました。更新工事につきましては、フローシートの青色、4、排ガス処理設備、ピンク色の7、灰処理設備と、色分けされておきませんが、飛灰処理設備について実施いたしました。工事内容は、青色の排ガス処理設備では、1号炉のろ過式集じん機のろ布交換と、各炉の脱硝反応塔の触媒の更新工事を実施いたしました。ピンク色の灰処理設備では、2号炉の落下灰水槽と灰押出機の更新工事を実施いたしました。飛灰処理設備では、飛灰混練機の更新工事を実施いたしました。また、事業者側からの事業提案事項でございます灰ピット底部の補修は平成30年度から4年にわたって実施しておりましたが、令和3年度に残りの4分の1を実施いたしまして、完了いたしました。

なお、2ページの令和3年度大規模補修についての中で、令和3年度に実施いたしました内容を3ページの大規模補修予定表の令和3年度の欄に黒丸で表記しております。

続きまして、5ページを御覧ください。柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に係る経費比較表でございます。こちらは、平成27年7月に開催されました全員協議会の資料を基に作成したものでございます。

まず、1、包括委託に該当する経費は、包括運営管理事業を導入しなかった場合の柳泉園組合の積算額でございます。

次に、2、包括委託経費は、包括運営管理事業を導入した場合の積算額をコンサルタントが算出したものでございます。

3、柳泉園組合支払額は、実際に支払った決算額でございます。

4、効果額は、3、柳泉園組合支払額から1、包括委託に該当する経費を差し引いた額でございます。令和3年度は7億3,000万円ほどの縮減効果があったことを示しております。この表に本事業が終了する令和14年度までの各年度の決算額を記載することによりまして、最終的な効果額を確認することができます。

次に、6ページを御覧ください。6ページ以降は、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の導入に伴い作成した財政フレームでございます。

まず、7ページを御覧ください。右上に（変更前）と記載しております。こちらは令和3年第1回定例会で資料として提出いたしましたもので、厚生施設の指定管理者制度導入及び清柳園の解体事業の経費を反映した財政フレームでございます。

続きまして、1枚めくっていただいて、8ページを御覧ください。右上に（変更後）と記載しております。令和3年度の決算額を計上したものでございます。御参照ください。

令和3年度柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業決算についての説明は以上でございます。

○議長（鈴木たかし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本日は安藤代表監査委員が御出席されておりますので、決算審査報告を求めます。

○代表監査委員（安藤純一） 監査委員の安藤でございます。

令和3年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算審査報告をさせていただきます。

柳泉園組合議会選出の沢田監査委員と私は、例月出納検査を都合4回、決算審査を3回実施いたしました。その結果を御報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、令和3年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書を審査いたしましたところ、歳入歳出ともに正当であり、かつ、関係書類、帳簿とも完全に整備されており、令和3年度の決算は正確であることを証明いたします。

令和4年11月16日、柳泉園組合監査委員、安藤純一、同じく沢田孝康でございます。

なお、審査意見書につきましては既に皆様のお手元に配付済みでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木たかし） 報告が終わりました。

なお、安藤代表監査委員に対する質疑は省略させていただきますので、御了承をお願いいたします。

以上で決算審査に関する報告を終わります。

これより質疑をお受けいたします。

なお、質疑にあたりましては、議員の皆様は多く質疑を御用意いただいていると思いますので、質疑に関しては簡潔明瞭に行っていただければと思います。

それでは、質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○1番（島崎孝） それでは、3点お伺いいたします。

1点目は、決算書の9ページの歳入の部分での資源回収物売払で、こちらは、前年度の決算に比べて、先ほどの御説明で、8,700万円、69%の増という御説明でした。特に、内容であれば、アルミ缶プレス売払は昨年度より6,000万円増えておりまして、以前の議会でも御質問がありましたけれども、昨年度よりこれは増えていますが、今後のこの見込みというのでしょうか、市況物ではある、市場による部分ではあるかと思っておりますけれども、この売払価格の見通しについてお伺いしたいと思います。

2点目は、19ページで、厚生施設管理費のところでお説明が若干ありましたけれども、指定管理者制度を導入したことの効果についてどのように認識されているのかをお伺いしたいと思います。決算書では、簡単に比較すると、昨年度は委託料の部分が様々な委託で、15本ぐらい委託があったのですが、令和3年度は厚生施設指定管理料の1本だけになっているので、そういった意味で契約管理に関してすごく簡素化されたと思うのですが、厚生施設への指定管理者制度の導入に関する効果をお伺いしたいと思います。

3点目は、先ほども説明がありましたが、公債費の令和3年度末未償還残高は1,608万2,635円ということですが、これは、決算書の最終ページでは、今年度で償還が全て終わるという予定なのですが、そのことでよろしいでしょうかということで、3点お伺いいたします。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、資源回収物売払についての御質問にお答えいたします。今後の動向等についてのお尋ねでございました。まず、売払代金につきましては令和2年10月分から上昇傾向にございます。最も高かったのは令和4年4月に入札した結果で、アルミ缶が305.8円となっているところでございます。その後、2回ほど入札を行いまして、鉄類に関しては減少傾向にある状況でございます。なお、ペットボトルについては現在も上昇傾向にある状況でございます。こちらについてなのですが、参考にし

ております鉄スクラップの動向を専門機関のホームページ等で確認いたしましたところ、リサイクルの推進により、単価については上昇傾向にあるということと、その後、ロシアのウクライナ侵攻によりまして、供給懸念から価格が急激に高騰しているということとございました。なお、鉄に関しては下がってきているのですが、それは、ロシア産の安価な半製品が流入したことにより、大幅な下落に転じている状況であるということが報告されておりました。今後の状況についてどうなるかは私どもでは分かりかねるところでございますが、こういった状況を注視しながら、よりよい単価で売り払うことを目指していきたいと考えているところでございます。

○施設管理課長（濱田伸陽） 指定管理者制度の導入の効果についてというところで答弁させていただきます。令和3年度より、民間業者のノウハウを生かした施設の管理によるサービスの向上や、経費の節減による財政上の負担軽減を目的に、厚生施設における指定管理者制度を導入させていただきました。

まず、住民のサービス面でございます。令和3年度の指定管理者の運営におけるモニタリングによる評価を通して確認をいたしました。実施事業の展開としては、コロナ禍の中実施できなかった事業や臨時休館もございましたが、水泳教室、テニス教室などのスポーツ教室、屋内のスタジオ教室としてはヨガ、ダンス、健康体操などを実施してきたことにより、直営の際にできなかった事業展開で、プール、浴場施設等の利用の増加をさせる要因としては効果がありました。また、浴場施設においては、高齢者の利用が多い中、急に体調を崩される方もいらっしゃいます。指定管理者職員による救命対応が敏速かつ確実であり、利用者が安心して利用できる施設となっており、また、先ほども説明しましたけれども、丁寧な清掃などにより施設の美化に努めていることや、お客様からの要望による不具合箇所を改善し、快適に利用いただけるような工夫もあって、リピーターも増えて、お客様からの意見で、従業員の接遇面においても評判がよく、指定管理者制度の導入によってサービスの向上が図られているというところでの評価をさせていただいております。

次に、令和3年度の収支面においては、やはり、コロナ禍の中、緊急事態宣言により営業自粛等の措置を行ってきた中、料金収入が指定管理者が予算計画として見込んでいた額までは達成できなかったものの、経費節減により支出が抑えられ、経営努力の姿勢も見られ、また、食堂などでは新メニューの展開などもあり、予想以上の売上げを達成しております。このようにモニタリングを通して効果を確認してまいりました。

○総務課長（米持謙） それでは、今後の公債費について御答弁させていただきます。議

員のおっしゃるように、令和3年度末現在の未償還元金は1,608万2,635円でございますが、令和4年度、本年度をもって平成14年度の浴場施設・福祉施設事業債の償還が終了し、起債は全て完済となります。今後の公債費の予定でございますが、現在は予定をしていないところでございます。今後の施設更新等による事業が具体的に計画されましたら、当然基金、一般財源だけでは賄えませんので、その際には、循環型社会形成推進交付金等の補助金を考慮した上で、起債についても検討していきたいと考えております。

○1番（島崎孝） ありがとうございます。資源物の価格についてはまさに市況で、あと、社会情勢は本当にいろいろなものが変わってくるので、見通しはできないということですが、それでも昨年度よりこれだけ金額の収入が多いということは、これは本当に繰越金額のかなりの部分を占めていると言っても過言ではないので、様々な費用がこれからかかる部分がありますので、適切に入札を行って、いい値段でできれば売っていただきたいという。ペットボトルが上昇しているということは最近の報道でもありまして、本当にこういった形で、新しいものを作らずに、今あるものを作り変えていく、ここが資源のリソースになるような形で、うまくまた循環に回していただけたらと思います。

指定管理者の動向につきましては、サービスが向上したということと、収支は、本当にコロナ禍の中でも、未達ではあったけれども、費用も減らしていたということは分かりました。モニタリング、最終評価、そちらのほうで、今、御答弁でもいただきましたけれども、最終評価意見の中に、「施設利用者の急病発生時の救急体制は確立されており、」と表記されておりました。今、御答弁の中にも高齢者の救急対応ということがあったのですけれども、具体的には、やはり結構高齢者の対応というのは多いのでしょうか。

○施設管理課長（濱田伸陽） 厚生施設には浴場施設がございまして、浴場施設においては、非常にたくさん的高齢者の方が利用いただいております。そこで、やはりどうしても急に体調を崩される方がいらっしゃいます。そういったときに、指定管理者の職員は消防署の上級救命講習の資格を多数取得しており、そういったところでは救命対応が迅速的であって、かつ、確実に、また、非常に慣れているので、その対応でお客様にとっても安心して利用できる施設との位置づけで、お客様にもその辺の評価はいただいております。

○1番（島崎孝） ありがとうございます。私が柳泉園組合に参加する前の議事録でも、やはり、指定管理者制度導入の際には、安全対応ということで大変議論がされてきたように議事録でも読み取れます。それらに対する懸念に対しては、今御答弁いただいたように、

上級救命講習を取っていただいて、大変そういった対応に慣れている方が対応されているという実績があるということは、そういった御懸念を払拭して、安心・安全の施設ということを確立されていると書かれておりますので、これを今後も継続していただくように努力をしていただけたらと思います。

公債費につきましては、今、財政状況が一見収支状況がいいように見えても、これから施設の更新ということを考えると、やはり、清柳園の解体工事だけではなくて、今後も積立金を適切に積んでいかないと、財政的な対応というのは難しくなっていくかと思えます。特に金利面では、今まで、平成の間は様々なものがいろいろな水準が低かった。でも、一番大きかったのは金利水準が低かったことで、逆に設備投資なんかはしやすかった。私もこういったことに参加して、金利の金額が1桁、2桁違うのではないだろうかと思うことも多かったのですけれども、今後もし金利が上がっていくようであれば、公債費を使っていくということはかなり負担になりますので。適切な現状の財務状況を継続して、適切な基金の積立てと今後に備えることをやっていただけたらと思います。

質問は以上です。

○9番(佐々木あつ子) 4点ほどお願いしたいと思えます。

まず1点目なのですけれども、不用額のこと、意見書からの指摘もございました。そこには、効率的な施設を管理するなど経費の削減に努めているということで、不用額が前年度比で減ということの結果が出ているということでした。お聞きしたいのは、全体のこの予算規模から見て、不用額というものはどのぐらいが適切というか、お考えになっているのか。今回、決算書を見ますと、最後の合計は2億7,797万円、つまり、0.1%ほどの不用額が今回もあったわけなのですけれども、今後の見通しというか、どういう位置づけをされて不用額というものを見ていらっしゃるか。自治体などでは、福祉の予算はなくなったら困るということで、不用額をあまりつくらないでということは丁々発止とやるわけですけれども、柳泉園組合の場合は規模が違うので、そこら辺の規模的に見て、不用額をどのように捉えているのか、まず1点目、この点を教えてください。

それから、清柳園の解体費用、これは計画的にロードマップに沿って積立てをされているかと思えます。先ほどの補正予算でも積み立てますということでお話がありました。進捗状況は、改めて令和5年には着手していきたいということでお話がずっと続いていますけれども、これについての進捗状況、現状、現在高と今後について教えていただければと思います。

それから、3つ目は、厚生施設、決算の中では、指定管理者制度がいよいよ始まって、厚生施設が指定管理者の運営になったということで、残念ながらコロナ禍がいろいろあって、大変な状況の中で頑張っていたことは分かるのですが、先ほど来出ていた、アンケート調査をされたと、年度末に。1年がそれから経っているわけですが、そこから見えた厚生施設の使用促進策、これは課題が何か見えているのでしょうか。こうすればもう少し利用が上がるのではないかと、このアンケート結果から課題が見えてきているのか、その点も教えてください。

最後、4つ目ですが、事務報告書の6ページに職員の健診の様子が出ておりました。これは、結果というよりも受診した方の数です。これを見ますと、血液検査、胃がん検診、それぞれ31人を対象にやられたのですが、実施者数は37名ということで、職員数より超えているのですが、ここはどのように見ていくのでしょうか。それで、もう1つ考えられるのは現場の方たちです。いわゆる手選別をしておられる方とか、不燃物を処理している方とか、大変な中での作業をいただいているのですが、その方たちの健診というのはここには出てきていませんが、実際にはやられているのか、その結果などの把握はされているのか、お願いいたします。

○総務課長（米持謙） それでは、まず、決算額の不用額について御答弁させていただきます。一応、今回、50万円以上の不用額について、昨年度と比べまして減額となったところでございます。引き続き、修繕料及び委託料の契約差金については、予算編成の段階で過去の実績等を考慮して精査をしていきたいと考えているところでございます。なので、適正額というところまでは我々は精査できていないという状況でございます。

続いて、清柳園の基金の状況についての答弁をさせていただきます。清柳園解体に向けたロードマップでは、令和4年度、今年度ですね。決算剰余金分として4,000万円を予定しておりましたが、今回の繰越しの補正に計上した基金積立額は予定額より1,500万円不足している状況でございます。そのため、不足分につきましては令和5年度予算に計上させていただき、また、令和5年度繰越金の決算剰余金については2分の1を下らない額としておりますが、ロードマップの計画のとおり、4,000万円を基金に積み立てさせていただき予定でございます。また、今回の補正予算と合わせますと、令和4年度末の基金残高につきましてはおよそ3億円となる予定でございます。最終的に総額6億円の積立を達成した際には、既に実施した事業費を差し引くとおよそ5億1,000万円となりますが、令和5年度に実施予定の実施計画による事業内容、事業スケジュール、事業費用の

策定により、令和5年度末の基金残高に対して解体事業費の財源が不足する場合には、令和6年度以降の当初予算、または補正予算等により追加費用をする予定でございます。

もう1点、事務報告書の健康診断の結果についてでございます。正規職員の人数は31名でございますが、我々の定期健康診断におきましては、再任用職員及び会計年度任用職員も併せて受診をしているため、それをプラスした受診者の数になってございます。また、現場作業等の委託業者につきましても、我々の健康診断に併せまして合同で実施をさせていただいているというところでございます。また、請求は、事業者と別で行っているというところでございますが、委託事業者の健診結果の内容は、個人情報ですので分かりかねるというところでございます。

○施設管理課長（濱田伸陽） 清柳園の進捗状況というお話もございましたので、今の状況を答弁させていただきます。令和3年度の土壌調査の結果、土壌ガスのテトラクロロエチレンの検出、表層土壌における鉛含有量の基準値の超過、ダイオキシン類が環境基準を超過したことで、清柳園敷地内を詳細に調査するため、6月20日から7月9日の間及び9月17日に深さ10メートルまでの土壌の掘削を行い、土壌を採取し、分析を実施してきました。現在、請負業者が結果をまとめている状況でございます。また、敷地内の地下水の分析調査においても、令和3年度の地下水調査で鉛及びダイオキシン類の環境基準値が僅かに超過しており、地下水の流れる方向に飲用井戸はございませんが、本年度も引き続き4期に分けて分析を実施している状況でございます。この結果も含めて、全ての調査項目の分析が終了した時点で、また議会定例会においては報告できるように調査を進めている状況でございます。

もう1点、厚生施設のアンケートを踏まえて、今後の利用促進策がどういったことで考察できているかというところの答弁をさせていただきます。アンケートの結果においては、改善していただきたいことや、お客様のこのようにやってもらいたいというところが多々あったと思います。それを踏まえても、いろいろ一つ一つそういうものを確認しながら、今後のお客様、住民サービスの向上に努めるようにしていきたいと考えております。また、この施設は関係市民が利用できる厚生施設になっていますので、そういった意味では、関係市が均等に利用できるような促進策といえますか、せんだってば、いわゆるアクセスの方法とかをホームページでしっかり載せていこうというところを進めておまして、現段階で指定管理者とその載せ方を、ほぼ策定はしているのですが、調整している状況でございます。近くにはそういう分かりやすいアクセス方法について公開していこうと考えて

おります。

○9番(佐々木あつ子) ありがとうございます。

最後に御答弁いただいた点ですけれども、やはり、アンケートの中身は、先ほどから聞いていますと、不具合のことはありますかというような、改善してほしいことが中心なのですね。もちろん、来ている方にアンケートをしているわけですから、この施設をもっとよくしてほしいということの視点、観点でやっておられるのだと思うのですけれども、前回陳情が出た足の問題ですよね。グランドパークに来ていただく方の足の問題、いろいろあったかと思います。バスは今は考えられないということでの結果かと思いますが。1つは、この敷地の1本向こうの北側の道路のところに西団地入口というバス停がありますよね。あそこに着くバスは、東村山市から来ている銀河鉄道とかではないですか。言いたいのは、そこのバス停で降りた方がこの中の敷地内を歩いてグランドパークのお風呂まで来られるという道を何とか造ってもらえないかなと思うのです。どうしてもぐるっと回るというイメージがあるわけです、一番近いところのバス停で。たまたま前回、私が休憩所を見させてもらったときに、こういう距離の関係なんだと。敷地はこういう配置なんだと思って、例えば、あそこで降りた方が、洗面器を持っているかどうかは分かりませんが、歩いて、そこに出てくるわけです。そうしたら、すぐグランドパークなので、そういう道しるべを、安全に歩けるところなどを造っていただいて、せめてそこで降りた方は、ぐるっと回らないで、敷地内を歩いて安全にお風呂に行ってくださいということを真剣に考えていただけないかなということを書いて質問いたしました。研究がまだ必要かと思いますが、御見解がもしあればお答えください。お願いします。

それから、戻りますけれども、不用額の位置づけというか、適正額がどのくらいかということについては考えていないということでの理解でよろしかったでしょうか。もちろん、款別にこれは一つ一つ見ていかなければいけない、総論、各論の話にはなってくるのですけれども、そこのお考えはやはり大事なかなと思ったものですから、聞かせていただきました。

それから、清柳園の積立金の進捗状況ですけれども、何度も御答弁をいただいていたのかもしれませんが、それはやっていただかなければいけないことなので、ぜひ。ただ、策定計画そのものが遅れているということ、土壌検査のときにチラシの中でおっしゃっているのですよね。それが各住民の方たちにはどのように捉えられているかなと思って、それを心配して聞くのですけれども、たしか、表層検査において、上限値というのですかね。基準値よりも高めのものが出たので、先ほどおっしゃった内容で追跡調査をいたしますと。

それに基づいて、少し計画が遅れているということと言われていらっしゃったので、解体工事そのものは策定を含めていつからスタートして、どのくらいのめどでやるかということは、これはもう決まっているのだと思いますけれども、この検査そのものが、表層だけではなくて、土壌に入ってしまったので、その見極めが必要かと思いますが、スケジュールの変更はなくやれるのかどうか、解体のための策定計画はいつ頃出されるのか、もう一度御答弁いただきます。

それから、健診問題ですけれども、やっていただいて、これは多分法定だと思います。正規の職員がお受けになっているのは法定の健診かと思います。今言われているのは、やはり、この後の医療指導、要精密等々の健診、いわゆる外来の受診に結びつけて、早期発見、早期治療で健診をやってくださいねということが大きな指針になっています。それは、ここに載せる、載せないはありますけれども、やっていただいているのであれば、それはそれで結構ですし、現場の方たちも事業所任せにしないで、その事業所がきちんと一人一人の健診結果を、個人情報ですから、それを公表する必要はありませんが、やっていますかということは、やはり柳泉園組合からも言っていかなければいけないことだと思いますので、その辺の御見解をお願いします。

○議長（鈴木たかし） 佐々木議員、今の御質問の中では、令和3年度決算ベースからやや拡大している質問かと思いますので、今回、答弁は議長において許しますが、再質問においてはお控えください。

では、答弁を求めます。

○施設管理課長（濱田伸陽） では、答弁させていただきます。先ほどの、バス停からのアクセスという件だと思います。そこを答弁させていただきますが、恐らく、バス停では、西武バスで柳泉園グランド入口というバス停がございます。そこからちょうど柳泉園組合のグランドを回る形で、西団地側から入っていく形で、歩いて6分ぐらいで柳泉園組合の厚生施設にたどり着けるようになっております。先ほどの、多分、敷地内の搬入門から入ってくれば、柳泉園組合厚生施設までのアクセスがよいのではないかとお客様の御要望だと思うのですが、やはり、その搬入の入り口からの歩行をしていただきますと、すみません、搬入車両だとかが頻繁に交通しておりますので、危険も伴うものがございますので、なかなかそこを切り分けて歩道を造ってというところは難しいところかなとは考えております。基本的には、アクセスについては、先ほども言いましたように、しっかりとルートを説明したものをホームページで公開しながら、分かりやすくさせていただ

きたいと考えております。

2点目は、清柳園の今後のスケジューリングという話でございました。そちらについて答弁させていただきます。令和3年度に実施設計委託の中で土壌調査を行いました。その際に、やはり土壌には先ほど言った基準を超えたものがある、さらに詳細調査をするということで、令和4年度に土壌の追加調査を行っていたことによって、1年ずれたというところがございます。今後については、先ほども説明しましたように、土壌調査結果をまとめた段階で調査結果について御報告させていただき、さらに、令和5年度に、今回の土壌調査の結果を踏まえて、土壌汚染対策工事を含めた清柳園焼却施設解体工事実施設計によって、事業内容、事業スケジュール、事業費用等も策定する予定でございますので、議会には、策定次第、令和5年度内に説明、審議をさせていただければと考えております。

○総務課長（米持謙） 健康診断結果についての再質問について御答弁させていただきます。健康診断結果につきましては、当組合産業医が確認をさせていただいております。その中で、結果が悪い方に対しましては、産業医から医療機関に受診するように勧奨をさせていただいているというところがございます。

○議長（鈴木たかし） 令和3年度決算ベースでお願いします。

○9番（佐々木あつ子） ありがとうございます。健診結果は安心しました。ぜひしっかりやっていただきたいと思います。

それから、土壌調査等々のお話がありまして、追加調査の結果についても住民にお知らせをしていただくことは当然かと思えます。議会にもお知らせをしていただきたいですけれども、住民の方にもしていただけるのかどうか、そこを確認して終わりたいと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） 土壌調査のまとめた結果については、当然ながら住民の方にもお知らせする義務がございますので、同様にしっかり説明させていただきたいと考えております。

○3番（村山順次郎） それでは、議長の御発言もありますので、簡潔に絞って質問をしたいと思います。私からは、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に限って質問させていただきます。

手元の資料で確認し切れなかったところがあるので、事実認識で間違っているところがあれば御指摘いただきたいと思いますが、1点目は、クリーンポート3号炉、ごみホッパ、水冷ジャケットからの水漏れの関係でございます。私はこれは令和3年度中に起こったと認識しているのですが、間違えていたら御指摘ください。私どもは柳泉園クリーンポート

長期包括運営管理事業の導入前の段階で賛成させてもらったわけですが、最大の理由は、経済的な財政的なメリットがあるという。それだけではないですけども、それが最大の理由でありました。機会を捉えて、前段の事前の議論の中で、安全・安心の問題から言って課題はないのかと様々な観点で質問をさせていただいてきました。今回、質問はいたしません、技術課から大規模補修箇所についても詳しく資料を提出していただいて、御説明いただいております。こちら、従前であれば、都度都度の工事、修繕、改修等を一定規模の金額ごとに議案として御調整いただいて、御提案いただいた上で議会で議論して、その上で実施をするというやり方だったわけですが、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業になりますと1本にどかっとなつて、個別の毎年の工事については議案にはならないと。ただ、そうすると、議会側から見ると、個別の説明がなくなってしまうのは困りますよということで、こういう御調整をいただいているということだと認識をしております。また、財政フレームについても工夫をいただいているとも認識をしております。クリーンポート3号炉、ごみホッパ、水冷ジャケットの件なのですけれども、基本的には同じ質問なのですが、当時の担当の言葉によれば技術的なマンネリ化、私の言葉で言えば丸投げ、言いなりになってもらっては困ると。安全の問題もさることながら、安定的な処理の確保。事業者をお願いをされていて、やっていったら、ともすればうまくいわずに焼却炉が止まってしまうと。そういう事態は避けなければいけない。モニタリング等を通じて適切に、柳泉園組合における技術的な水準、力量も確保しながら対応していただきたいということで申し上げてきました。私の認識では、クリーンポート3号炉、ごみホッパ、水冷ジャケットの件というのは、安全上の課題とはならなかったものの、焼却炉の停止を伴うトラブルだったとも思っていて、ここのコミュニケーションがどうだったのかなということも昨年度の第2回定例会などでも聞いてきましたが、まだ納得がいかない部分がありまして、聞きたいです。事業者の方がこういう工事をするということを提案されて、予算化されて、実施されると。そこでのやり取りで不足があれば、こうしたらどうですかと。そのやり取りを柳泉園組合と事業者がなされて、結果的に安全に、かつ安定的な処理運営ができる、その取組が必要だったのではないかなと。事業者から、水冷ジャケットの水漏れが起り得るから、早めに工事をしようという御提案があったのか、あるいは、柳泉園組合側から逆に、もっと早くやったほうがいいのではないかと、そういうやり取りがされていると私は期待するのですが、実際のところの事業者と柳泉園組合とのやり取り、コミュニケーションというのはどういうふうに行われているのか、ここのとこ

ろをお聞きしたいと思います。モニタリングチェックシートなどの取組も始められていると思います。この辺の効果、機能のところも聞きたいところですが、この点は、決算審査でありますので、改めてお聞きをしたいと思います。

この点は、2回目の質問でぜひ管理者からも御答弁いただきたいと思っているのですが、資料で、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に係る経費比較表というものを作ってくださいとあります。一番右下の15年間計が赤字でマイナス23億円ということで、財政効果が上がっていると私は見えています。これは資料を見れば一目瞭然なのですが、包括委託に該当する経費、一番上の表との比較です。これは、当時、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業をしなかったらどのくらいのコストになるのかという試算で、差額が23億円ということだと思います。その当時の試算でもありますが、表の2、包括委託経費、ここは導入をしたらどのくらいの費用がかかるのかという試算だったわけですが、それと比べてもコストダウンが図られている。手元の計算で正確ではないかもしれませんが、柳泉園組合支払額というのが5年間で50億円弱ぐらいで、コンサルタント積算額の包括委託経費の合計は56億円ぐらいだと思いますので、その比較は、手元の計算で正確ではないですけども、ざっくり6億円から7億円ぐらいのコストダウンが、この表から見ても図られていると私は思います。お聞きしたいのは、昨年も聞きましたが、この評価、分析。どのように評価されて、どのように分析されているのか。今、私が述べたような事実関係はそうだと思います。どう捉えていらっしゃるのか。これは導入に関わる議論の経過を踏まえてお聞きをしておりますので、ぜひ評価、分析のところをお聞きしたいなと思います。

○技術課長（近藤修一） それでは、まず、昨年度の3号の水冷ホッパの件も含めまして、事業者と柳泉園組合の間のコミュニケーション、こちらは、常日頃から、毎日朝礼をやって、そこでコミュニケーションを取って、それ以外も、技術的なことで、私というよりも、私の下に技術者がおりますので、その人たちと事業者で、常日頃からここはこうだと、ここは次にやったほうがいいとか、そういったことの打合せはしております。水冷ジャケット、ごみホッパというのは、結局、ごみをそのまま上から入れたものが炉に入るまでの間は9メートルほどあるのですが、その間をごみがいつも毎日のように通っています。これが、まだもつという判断をしていますが、入っているごみは厨芥ごみ、プラスチック類、たまに鉄とか、そういったものも入ります。その入ったものによって変わってきてしまいますので、そこら辺は、実際、破れてしまったら分からない。また、反対に、鉄物の大きな

ものなんかが、ここの柳泉園クリーンポートではないですけども、以前、第2工場でそういったものが突き刺さって水冷ジャケットから水が漏れたとか、そういったこともございました。ですから、こういったところは、処理経路で、ごみ質によって破壊されるとか、そういったこともございます。そちらは、コミュニケーションを取る、取らないではなくて、それが事実として起きてしまうということになってしまいます。ただ、コミュニケーションは常に取っております。

2点目なのですが、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の財政的効果ということなのですが、こちらは、経費の縮減、それからあと、平準化、どちらから見た場合も大きな効果があったと捉えております。

○総務課長（米持謙） 管理者に代わりまして、私から経費の比較表から御答弁させていただきます。柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業を実施するにあたっては、後年の負担金をいかに軽減させるかということからスタートしたところでございますが、また、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業を実施することで、予算を取って予防保全という事業を従前行っていたことが、リアルタイムに予防保全の事業ができるというところで、そういう面からも、財政的にもそうなのですが、事業的にも安心・安全に柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業が行われていると私どもは考えております。

○3番（村山順次郎） 前段で、コミュニケーションのお話は分かりました。柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業が始まってからで考えると、技術的な意味でのアクシデントということでは一番大きかったとされていて、その点でお聞きをいたしました。運転系の全面委託が2028年（令和10年）に迫っている。もう少しあるような気もしますが、結構すぐ来るとも思います。くどいようですけども、事業者の方たちとのコミュニケーションで、しっかり柳泉園クリーンポートのことが分かっている、その上で、事業者からの御提案に不足があれば、ここはこうしたらというやり取りができるような技術的な力量の確保、ここは、言うことは簡単ですが、実践していくことは非常に困難な難しい作業であろうと思いますが、ここは重ねてお願いをしたいと思います。

管理者から御答弁をいただけませんでしたでしたが、管理者就任から初めての決算審査というタイミングですので、財政的な効果、経費比較表が示された段階で、経費という観点ではあるのですが、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業について、ぜひ管理者の御見解というのですかね、お聞きしたいなと聞いておりますので、御高配を賜ればなということが一つです。

もう1つ具体的な話で聞きたいのですが、安全の問題で質問をしてきましたけれども、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業を導入して、私は効果が上がっていると思っています。この計画は15年という区切りでやられています。大規模改修で言えば10年、今回の決算によって5年目が終わったというタイミングでもあります。5の倍数だからどうだという話かもしれませんが、私は1つの節目に立っているのではないかなと思っています。私は私なりに柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業で効果が上がっていると思っていますのですが、これについて市民の皆さんに適切に広報していく、りゅうせんえんニュースの特別号の一つ、あるいは、ホームページに特設ページの一つも作っていただいで、こうですよ。御安心くださいと。これは安心をつくる取組の一環だと思いますけれども、こういうものが必要だと思いますが、御見解を伺いたい。ぜひ管理者の御答弁もお願いしたいと思います。

○管理者（富田竜馬） 柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業ということで、議員も冒頭の御質問の中でこの数字に触れられておるとおり、経費比較表のとおり、経費的には大変な効果が出ていると認識しておりますし、柳泉園組合を安全かつ安定的な運営をしていくという、これは当然、正規職員、事業者ともに高い強い使命感を持って運営しておりますので、引き続きこの体制で行っていきたいと思っております。

○技術課長（近藤修一） 効果の面で、財政的だけではなくて、基幹部分の大規模修繕をしていることによりまして、基幹部分に関する故障が、まず、圧倒的に減っております。あと、燃焼がかなり安定しており、ボイラー効率も向上しております。発電量も多くなっておりますので、そういった効果が上がっております。これを可燃性廃棄物を適正処理する視点から考えた場合、安全・安心・安定、そういったものにダイレクトにつながります。結局、炉が停止する可能性が低くなっている、そういったことがありますので、こちらは大きな効果であると捉えております。その上で、単年ごとの決算内容につきましては毎年2月に発行のりゅうせんえんニュースで公表しております。また、かねてからお伝えしているのですが、昨年度も、その前の令和元年度の決算のときにも言っているのですが、令和8年度まで大規模修繕を実施予定になっておりますので、令和8年度の決算が認定された後に、1つの区切りといたしまして、財政的な効果額、工事内容等について市民の皆様へ報告するため、臨時号の発行を検討してまいりたいと考えております。

○3番（村山順次郎） 後段のところは、以前の答弁に比べると、もう少し具体的に御答弁いただいたかなと思いますが、令和8年度というと2026年で、たっぷり5年後の話

ということで、令和8年度の決算を受けて、その後にやるわけですから、令和9年度の事業になるはずですから、5年後と言っていいと思いますけれども、それでいいのかなという意味での質問でございました。取組は取組として受け止めたいと思いますが、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の取組についての広報というところはもう一段必要ではないのかなということは述べておきたいと思います。

管理者からも御答弁をいただきました。この表に関して言うところの感想は共有されているのかなとも思いました。

いろいろ述べてまいりましたが、安心・安全と安定的な運営と、それをできれば安価な値段でということ、ここの評価、また、その上での周知、及びそれを担っていくための体制づくりというところには御留意いただきたいということを述べて、終わります。

○4番（後藤ゆう子） それでは、1点お伺いいたします。

決算書の8ページ、9ページの電力売払に関してお尋ねいたします。令和3年度は令和2年度より0.4%増で33万6,628円増というところで、可燃ごみの量も、関係市だけでは少し減ったけれども、小平・村山・大和衛生組合の受入れがあったから、可燃ごみの総量として少し多いのかもしれないですが、安定して9,200万円前後の歳入になっているということは評価していますが、先ほど資源物の鉄とかアルミのこともあったのですが、電力の今後の状況とといいますか、ごみが減ると発電量が下がるのか。ただ、発電の技術も上がっているということのをこれまでも何度かお聞きしているので、発電の今後の見通しと、それから、今年になってからロシアのウクライナ侵攻があって、様々なエネルギー価格が上昇する中、売電の世界ではどういう状況なのか。すごく高く売れているのかとか、そうでもないのかとか、電力の市場についてお尋ねしたいと思います。自治体では、電力の調達に苦勞していたり、光熱費、電気代が上がって、補正予算は本当にいろいろ大変なのですけれども、柳泉園組合の売電の状況についてお聞かせください。

○技術課長（近藤修一） まず、電力の発電量に関してなのですが、令和2年度より令和3年度のほうが合計で37万キロワットほど増加しております。ただ、一方で、電力売払の単価が、令和3年度は令和2年度に比べますとかなり安くなっておりまして、これは、令和3年度の電力売払の入札をしたのが令和3年2月頃なのですが、まだ新型コロナウイルス感染症の先行きがどうなるかが分からない状況で、業者も安く入ってきてしまったということがございます。その分で、電力売払量は増えているのですが、やはり単価が安くなって、その分であまり多く金額が上がらなかった、多くなっていないということになっ

ております。今後の電力売払なのですが、今、電力価格が高くなっていることは皆さん御存じかと思うのですが、やはり、小売電力事業者も、あまり高い金額で応札してくると、そのまま1年間、その価格で売ることになってしまいます。これが先行きが分からない状況になりますので、なかなか応札が拒否される可能性も高くなっております。というのも、やはり、東京電力も徐々に市場の燃料価格なんかに連動して高くなっておりますので、むしろ小売電力事業者も、日本卸電力取引所の東京エリアプライスというマーケットがあるのですが、そちらから購入して、スポット価格で買ったほうが分かりやすいかと、そういった形になっておりますので、今後、状況としてはなかなか読み切れないところがございます。

○8番（小西みか） それでは、2点伺います。

今の9ページのところなのですが、以前もお伺いしたかと思うのですが、アルミ缶プレス売払の不納欠損をしたということに伴いまして、その後の債権管理というのでしょうか、以前とはどのような違う管理の仕方を今、するようになっているのかというところを確認させていただきたいと思います。

それと、23ページのごみ処理費の中で、クリーンポート人材派遣業務ということでの1,900万円という金額がございますけれども、こちらは多分、柳泉園クリーンポートの運転管理をする人材を派遣業務でやっていただいているということだと思うのですが、現在、直雇用の方と、あとは、派遣で来ていただいている方と、どういう構成でやっていただいているのか。また、今後はどのような予定でしていくのか。また、全面的に運転委託となった場合の、要は、現場にそういう運転管理ということで、直営の職員が入らないという状況になった場合の現場の状況をきちんと把握しながら委託先の運転を管理するという、その方法をどのようにする予定なのかというあたりを御答弁いただけたらと思います。

○総務課長（米持譲） 1点目の売払の今後の債権管理について御答弁させていただきます。入札参加登録方法を平成24年度から、業者の経営状況について最新の情報を把握するため、改めております。毎年、最新の決算による財務諸表の提出と、当該年度の納税証明書をもって更新という方法に改めました。これにより、最新の決算によるものであることから、登録業者の最新の経営状況を把握できるようになりました。また、業者を選定するにあたりまして、売払について500万円以上の案件は、内部組織、助役をはじめ、管理職から成る指名業者選定委員会により業者を選定することに改めております。また、資源回収物の売払については3か月ごとに行うことにより、業者が決定した場合、工場など

のトレーサビリティを踏まえた状況確認を行って、そういうところから債権管理に努めているというところがございます。

○技術課長（近藤修一） 人材派遣業務に関する御質問についてでございます。こちらは、令和4年度から運転係が2係から1係になったということで、令和3年度の段階では2係ありまして、そこは、退職者の部分を人材派遣で埋めておりました。ですから、今年度からは人材派遣はやっておりません。ここで、1名分、10月から増やしている分があるのですが、こちらは、1名の運転係の職員が病気休職になった関係で、その分で増やしていることとなっております。今後なのですが、令和10年度に運転業務は全て直営から委託に変わるという形になっております。その際、運転業務が技術的になくなるということなのですが、確かに、運転係自体は部署としてはなくなるのですが、そのときにいた職員がまだおります。一番年齢の若い人ですと、まだ40歳前の人もおりますので、そういった方が運転業務をしていたときのデータとかを見ればかなりの部分が分かりますので、そこからは、そういった人間を今後も人材として育成していくことで成り立っていきます。また、技術者として、電気主任技術者とか、ボイラータービン主任技術者は、業者側にも求められるのですが、相当の知識、また、資格を取った人間を人材育成という形で育てていくことを検討してまいりたいと思っております。

○8番（小西みか） ありがとうございます。

まず、債権管理ですけれども、先ほどの御答弁の中でトレーサビリティというお話がありました。要は、回収したものがどのようにその後、処理されていくのか、どういうところに売り払われていくのかということも、環境配慮みたいなのも含めて把握していただいているということですので理解してよろしいでしょうか。あと、納税証明書など、最新の決算のものを確認して、そうした状況をきちんと把握する中で、しかも3か月ごとの入札ということで、そうしますと、債権管理も大分適時性というのでしょうか、そのときに合った状況に応じて動けることが図られるということだと理解をいたしました。このような形で今後もぜひやっていただきたいと思っておりますし、あとは、書類だけで確認するというのではなく、やはり、できれば業者を見に行ったりということで、コミュニケーションを取りつつというのでしょうか、そういう形でやっていただくということもぜひ御検討いただきたいと思っております。

あと、柳泉園クリーンポートの運転に関しましては、今後も、全面委託となった場合でも、技術的な知識をいろいろ持っている方を人材育成していくということで、これからま

た、今使っている仕組みをきつと新しく、先日の視察で伺ったところのように、全く新しい焼却という形に変えるということを今後恐らく検討していかなければいけないということだと思います。今進めているストーカ炉での焼却ということも、そういうものが前提となって、そういう新技術というところにも導入されていくと思っていますので、そういう意味でも、こういう人材育成ということは引き続き続けていただいて、もちろん、運転業務などは、業者というか、民間にお願いしなければいけない、かなり専門的な技術ということがありますので、それは避けられないと思いますけれども、きちんと柳泉園組合としてというか、行政として責任を持ってごみの中間処理ということを行っていただけるような、そういう人材育成、知識や技術というところも含めたものはきちんと残す中でやっていただきたいと思います。やはり、現場を持たないと、なかなかそういうことから遠ざかっていってしまう、机上の空論とは言いたくないですけれども、机上のことではなかなか分からないことも現場の中で起こってくるということだと思っています。ですので、そういうこともあるということを前提にそういう育成などを行っていただきたいと要望をさせていただきます。

○議長（鈴木たかし） 答弁はありますか。

○総務課長（米持譲） 1点、トレーサビリティにつきまして再答弁させていただきます。毎回とはいかないですけれども、売払の際、排出者責任として定期的に現場を確認させていただいて、最終の処理の確認をさせていただいているというところでございます。

○8番（小西みか） ありがとうございます。

現場も見に行っているということで、そうしますと、現場を見に行けないという場合には、せめて書類でそういうことを、どういうふうに次の業者に言ったりとか、国とかに言っているかとかいうところは確認をさせていただいているということなのでしょうか。

○総務課長（米持譲） はい、小西議員のおっしゃるとおりでございます。

○5番（小林たつや） 1点だけお聞きしたいと思います。

14、15ページの総務費の報償費、弁護士報酬金ということで1,100万円が載っているのですが、これは、例のコンサルタントの業務委託云々の、この裁判関係の費用として認識してよろしいかどうかをお聞きしたいと思います。

○総務課長（米持譲） 小林議員のおっしゃるとおり、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に関わる裁判の判決結果が出まして、それに対しての弁護士報酬金でござい

す。

○5番（小林たつや） これは、この前、代表者会議のときにもお話をさせていただいたのですけれども、現在も裁判中の部分がありますが、大体中身的には同じことをやられていると私は思います。それに対して、何もしないで、令和3年度は1,100万円ですが、たしか今年度だったかな、1,600万円と私は聞いた記憶があったのだけれども、間違いかもしれませんが、とにかく、年間それだけの金額が使われるということは、これはゆゆしき問題になりつつあるというか、既になっていると私は思うのですけれどもね。これに対して、柳泉園組合が相手方、住民訴訟をしている方々を訴えることはできないのでしょうかと聞いたら、そういうことは普通はそぐわないというお話は聞いているのですが、何か方法というものは考えられないでしょうか。考えられないのかもしれませんが、そこだけお聞きしたいと思います。

○総務課長（米持譲） 不当請求として訴えられないかというところでございますが、明らかに相手方がそをついて訴えているだとか、そういうことが明らかでない限り、我々から不当訴訟だということで訴えることは難しいと考えてございます。

○5番（小林たつや） 分かりました。ただ、これは何か対応しないと、このままいくと同じことがずっと繰り返される。そのたびに、この訴訟費用の多くは負担金から成っているわけですね。負担金というのは、繰り返して言えば、西東京市、清瀬市、東久留米市の市民の皆さんの税金を使って、それが本来ならば柳泉園組合の運営に使われる、その他の予算として使われるお金が、はっきり言って無駄なお金として捨てられてしまう。それこそ焼却炉で間違えて焼いてしまったような状態、こういう状態が続くわけですよ。これは許される内容ではないと私は思いますので、ぜひ何か御対応を。今すぐできるとは私も思えませんし、弁護士の先生方と御相談いただいて、何か対応策、このようなことを練っていただきたいという意見をつけて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木たかし） ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 質疑なしと認めます。以上をもって質疑を終結いたします。

これより議案第12号に対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。反対討論のある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 賛成討論のある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第12号、令和3年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員です。よって、議案第12号、令和3年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定は原案のとおり認定されました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和4年第4回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 2時39分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 鈴木 たかし

議 員 村 山 順次郎

議 員 後 藤 ゆう子